

出雲崎町 一般廃棄物処理計画

令和8年度～令和17年度



令和8年3月
新潟県 出雲崎町

総論（基本的事項の整理） 1

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要	2
1-1. 計画の趣旨	2
1-2. 計画の構成と計画期間	2
1-3. 関連する計画	3
1-4. SDGs とのかかわり	4
2. 出雲崎町の概要	5
2-1. 自然・地勢	5
2-2. 歴史・沿革	6
2-3. 人口・世帯	7
2-4. 産業	8
2-5. その他	9
3. 将来フレーム	10
3-1. 計画人口	10
3-2. 世帯数・世帯当たり人員	10
3-3. 総就業者数	11

ごみ処理基本計画 13

1. ごみ処理の現状と課題	14
1-1. ごみ処理の現状	14
1-2. 他自治体との比較	26
1-3. ごみ処理の課題	27
2. 基本理念・方針	28
2-1. 基本理念	28
2-2. 基本方針	29
3. 数値目標	30
3-1. 将来目標推計の考え方	30
3-2. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推計	31
3-3. 家庭系ごみ資源化率の推計	33
3-4. 従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量の推計	35
3-5. 将来推計値一覧表	37
4. 基本施策	38
4-1. 施策体系	38
4-2. 施策実施の主体と役割	41
5. ごみ処理の分別区分・適切な処理・処理施設	42
5-1. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	42
5-2. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	42
5-3. ごみ処理施設の整備に関する事項	42
6. 点検・見直し・評価のしくみ	43
6-1. PDCAサイクルによる点検・見直し・評価	43
6-2. 評価のしくみ	44



生活排水処理基本計画

45

1. 生活排水処理の現状と課題	46
1-1. 生活排水処理の現状	46
1-2. 生活排水処理の課題	51
2. 基本理念・方針	52
2-1. 基本理念	52
2-2. 基本方針	52
3. 数値目標	53
3-1. 人口動態及び処理方式別人口の推計	53
3-2. 接続率の推計	54
4. 基本施策	55
4-1. 施策体系	55
4-2. 施策実施の主体と役割	56
5. 点検・見直し・評価のしくみ	57
5-1. P D C Aサイクルによる点検・見直し・評価	57

ごみ処理・生活排水処理実施計画

59

1. 目的	60
2. 計画区域・期間	60
3. 処理年次計画	60
3-1. ごみ処理量等	60
3-2. 生活排水処理量等	61
4. 収集計画	62
4-1. ごみの分別計画	62
4-2. 収集日程	64
4-3. ごみステーション	65
4-4. ごみの収集運搬及び処理主体	65
5. 処理施設の概要	66
5-1. ごみ処理施設	66
5-2. 生活排水処理施設	66
6. 年次別実施計画	67
6-1. ごみ処理計画	67
6-2. 生活排水処理計画	68





総論

(基本的事項の整理)

1. 一般廃棄物処理基本計画の概要
2. 出雲崎町の概要
3. 将来フレーム

1

一般廃棄物処理基本計画の概要



1-1. 計画の趣旨

環境問題の重要性が高まる中、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布され、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「第四次循環型社会形成推進基本計画」が環境省より平成30年6月に改定されました。

一般廃棄物の処理については、昭和45年に制定された『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以降、廃棄物処理法と記載）第6条第1項に、「**市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない**」と規定されています。

町では「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」をキャッチフレーズにした総合計画を令和4年3月に策定しました。基本目標のひとつに、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、その中で「上下水道の整備」や「自然との共生・循環型社会の推進」を挙げており、下水道施設の適切な維持管理に努めることやごみの減量化や再資源化の促進など廃棄物の適正処理を示しています。

これらを踏まえ、計画的なごみ処理や生活排水処理を行い、生活環境と公衆衛生の向上を図りつつ一般廃棄物の適正な処理を行うため、「出雲崎町一般廃棄物処理計画」を策定します。

1-2. 計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

本計画は、町の一般廃棄物処理（ごみ処理、生活排水処理）について、現状や課題、数値目標、収集・運搬計画などの長期的な視点における方針を示した基本計画と、それらの年次別の実施計画で構成されます。

このうち基本計画は、廃棄物処理法の基本的な方針として示される「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に即して取りまとめるものとし、ごみ処理基本計画は『ごみ処理基本計画策定指針（環境省：平成28年9月）』に、生活排水処理基本計画は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について（厚生省：平成2年10月）』にそれぞれ準拠するものとします。

また、廃棄物処理法第6条第2項では、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」や「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」などを定めるものとする事が挙げられており、今後の社会・経済情勢、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、実現のための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討します。

(2) 計画の期間

ごみ処理基本計画策定指針によると、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年～15年とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であると示されています。したがって、本計画においてもこれに即し、計画の実行年度（令和8年度）から起算して10年目にあたる令和17年度を目標年次とし、必要に応じて5年後（令和12年度）に計画の見直しを図ります。

また、実施計画では、毎年度末までに次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定します。

計画期間：令和8年度～令和17年度の10年間

計画目標年：令和17年度

1-3. 関連する計画

本計画は第6次出雲崎町総合計画を受けて策定するものとします。

計画策定に当たっては、国や新潟県が示した環境に関する方針や計画に即しつつ、循環型社会の実現に努めるものとします。

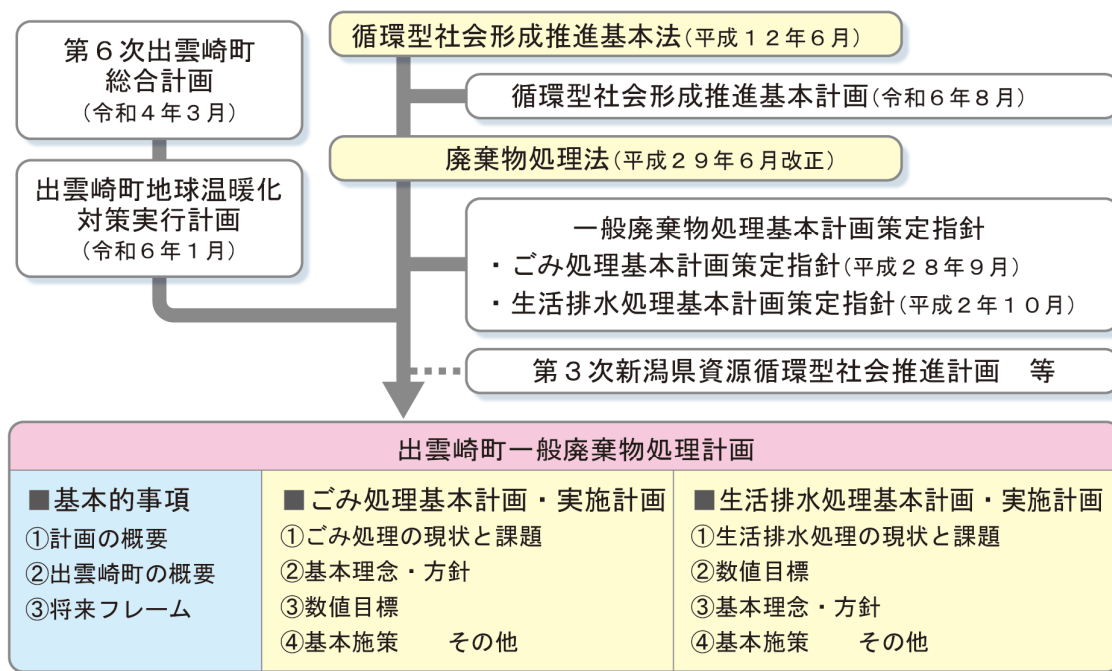


図 本計画と上位計画等との関係（記載上の日付は最新の改定年月）

1-4. SDGs とのかかわり

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて合意された世界共通の目標で、「誰一人取り残さない」との誓いのもと、貧困や社会格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、平成28（2016）年から令和12（2030）年の15年間に、国際社会が取り組む17のゴール（目標）が掲げられています。

この17の目標のうち、特に本計画との親和性が高い分野は以下5つが考えられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ 本計画と親和性の高い分野



6 安全な水とトイレを世界中に

目標 6.
 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

目標 13.
 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



17 パートナリシップで目標を達成しよう

目標 17.
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



12 つくる責任 つかう責任

目標 12.
 持続可能な生産消費形態を確保する



14 海の豊かさを守ろう

目標 14.
 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

図 本計画とSDGsの関連

2 出雲崎町の概要



2-1. 自然・地勢

町は新潟県のほぼ中央部の日本海側に位置し、柏崎市と長岡市に隣接します。

町域は44.41km²で、海岸沿いやJR越後線沿線では比較的起伏が緩やかで、町の西部及び東部では標高が高くなっています。

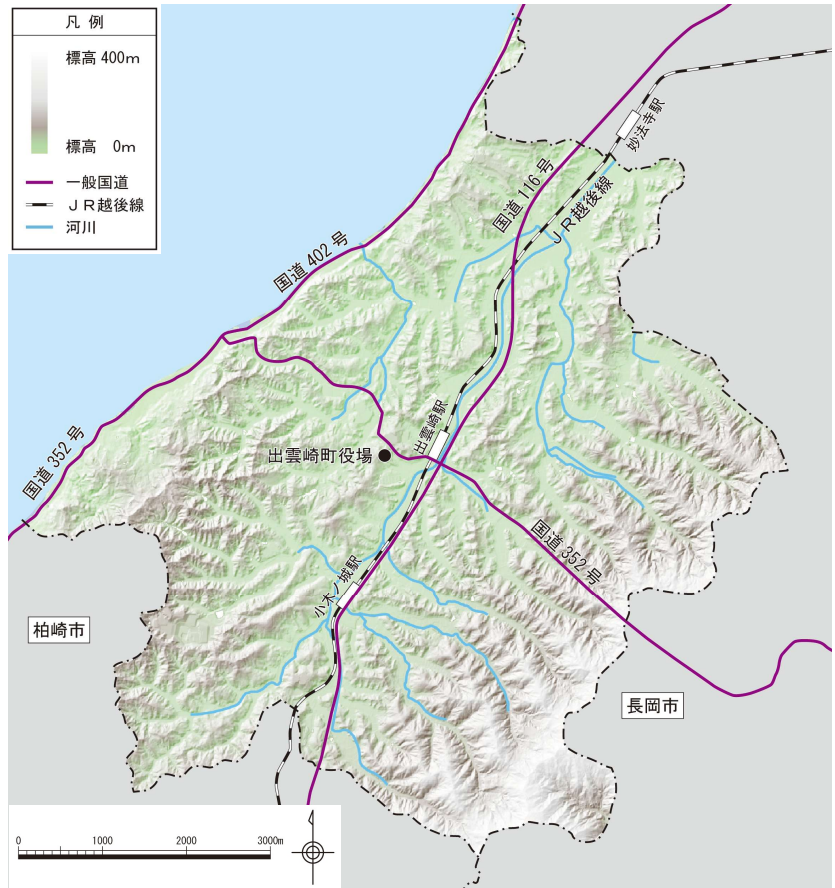


図 出雲崎町の位置図

年間の平均気温は15℃程度で、冬季は寒冷積雪、夏季は高温多湿という、日本海側特有の気候です。

年間降水量、冬季の積雪量ともに年によりばらつきがあります。

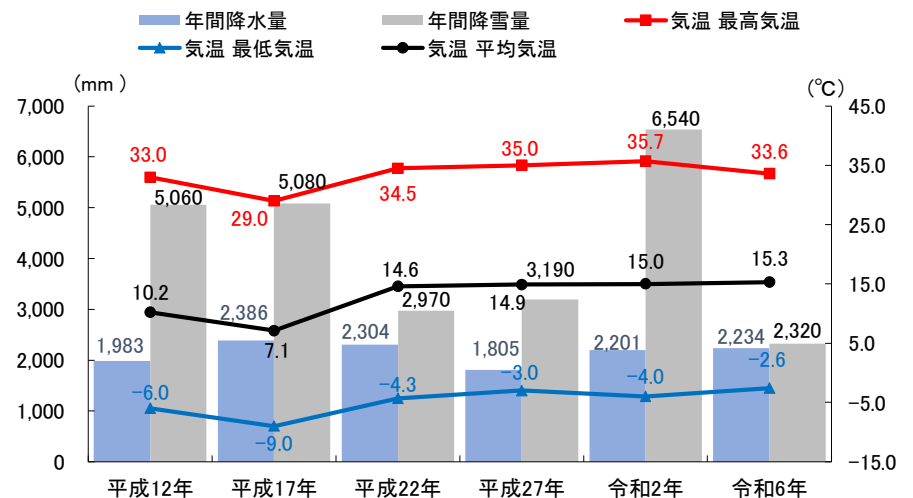


図 気象状況の推移

(資料：建設課)

2-2. 歴史・沿革

本町の海岸地区は、神話時代に大国主命によって開拓されたと伝えられ、天正17年（1589年）には上杉景勝の陣屋が設けられたほか、元和2年（1616年）には江戸幕府7万石支配の代官所が置かれるなど、古くから佐渡への渡海の津として栄えました。

また、明治時代にはわが国初の石油の機械掘りに成功し、石油産業発祥の地として脚光を浴びました。産業面では、中越地区の主要海産物の水揚げ地として以前から漁業が営まれています。

一方、内陸部の駅前地区は、古くは南北朝時代の小木氏や戦国時代の上杉謙信らによる古戦場や、小木ノ城山に代表される城跡などの史跡も残されており、戦前は教育村として先人の功績も大きかったとされています。また、以前から稲作を中心とした農林業が営まれており、昭和40年代に入ってから酪農業も盛んになりました。

本町の沿革は、明治22年の町村合併で、出雲崎町・尼瀬町・西越村・中越村・八手村の2町3村が誕生し、明治34年に西越村・中越村・八手村が合併し、西越村となり、次いで明治37年に出雲崎町と尼瀬町が合併し、出雲崎町となりました。

さらに、昭和32年に出雲崎町と西越村が合併して出雲崎町となり、翌年大字高畑が和島村（現長岡市）へ移り、今日に至っています。

（資料：出雲崎町過疎地域持続的発展計画をもとに作成）

2-3. 人口・世帯

町の人口は減少傾向となっており、令和2年現在は4,113人となっています。世帯数も減少傾向にあり、令和2年現在は1,535世帯となっています。

年齢別に着目すると、生産年齢人口と年少人口が減少しており、総人口に占める老年人口比率は増加傾向にあります。

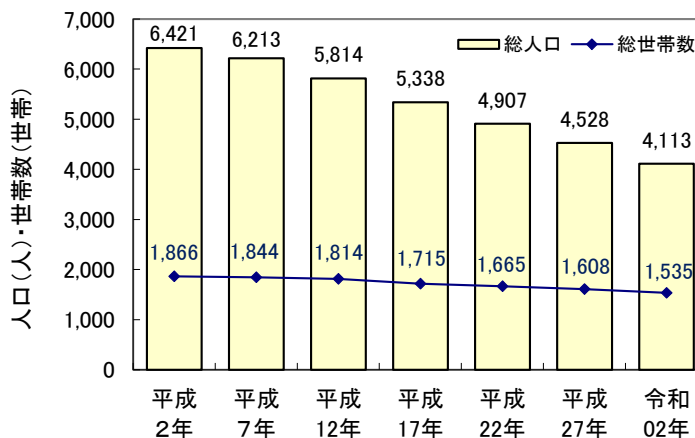


図 人口・世帯数の推移

(資料：国勢調査)

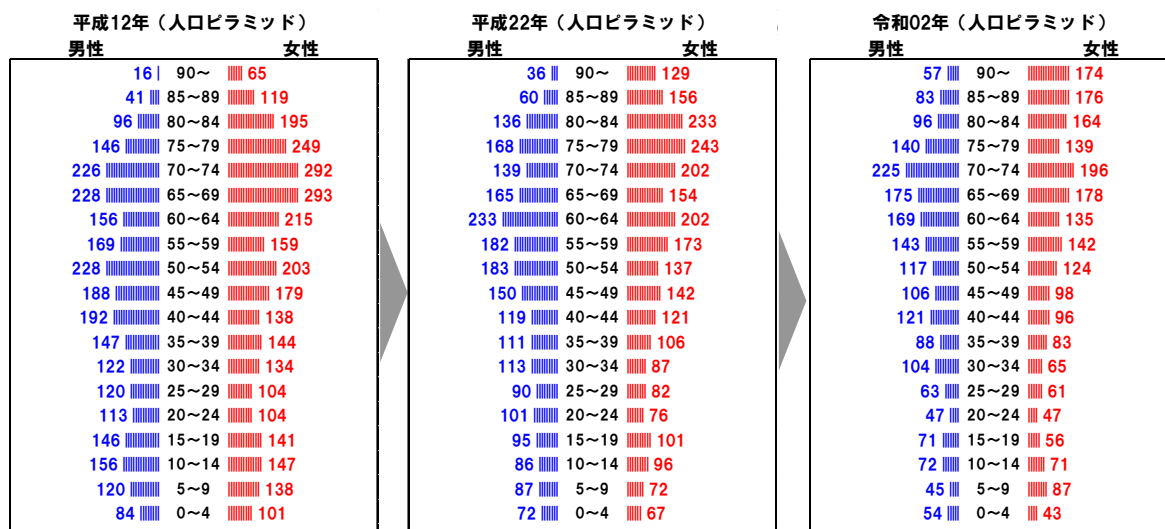


図 出雲崎町人口ピラミッド

(資料：国勢調査)

※年少人口：0~14歳人口
 生産年齢人口：15~64歳人口
 老年人口：65歳以上人口

2-4. 産業

全就業者数は徐々に減少し、令和2年現在では2,014人となっています。

第1次産業就業者は減少傾向で推移し、令和2年では185人となっています。令和2年の構成比率は9.2%で県平均の5.2%を上回ります。

第2次産業就業者も減少傾向で推移し、令和2年では657人となっています。令和2年の構成比率は32.6%で、県平均の28.4%を上回ります。

第3次産業就業者も減少傾向で推移し、令和2年では1,172人となっています。令和2年の構成比率は58.2%で、県平均の66.4%よりも低い比率です。

表 産業別就業者数及び比率の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	新潟県 令和2年
	第1次産業	483 14.9%	403 14.3%	302 12.0%	214 9.4%	210 9.7%	185 9.2%
第2次産業	1,417 40.7%	1,148 40.7%	900 35.9%	807 35.5%	699 32.3%	657 32.6%	28.4%
第3次産業	1,271 45.0%	1,271 45.0%	1,305 52.1%	1,254 55.1%	1,252 57.9%	1,172 58.2%	66.4%
計	3,248 100.0%	2,822 100.0%	2,507 100.0%	2,275 100.0%	2,161 100.0%	2,014 100.0%	100.0%

(資料：国勢調査)

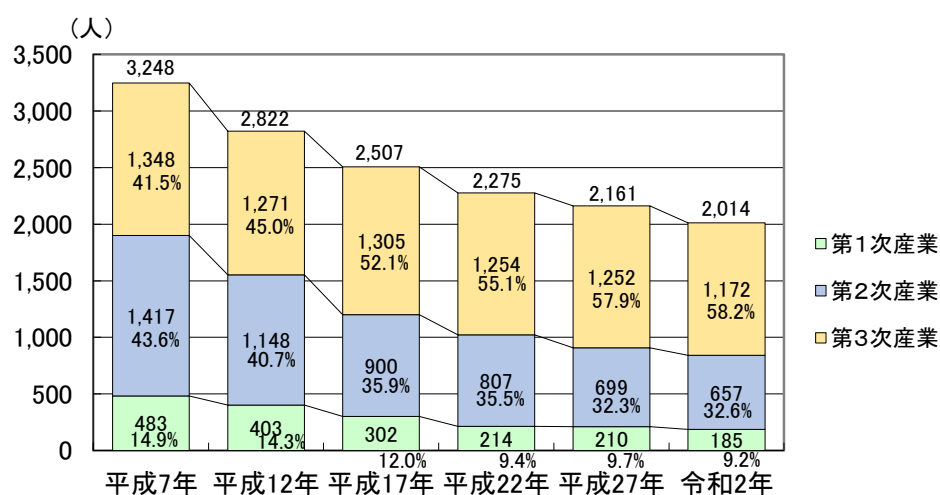


図 産業別就業者数及び比率の推移

(資料：国勢調査)

2-5. その他

(1) ごみ処理

ごみ処理は隣接する長岡市に委託して処理を行っています。

可燃ごみ処理量は減少傾向にあり、令和6年度は約410トンとなっています。資源ごみは概ね横ばいで推移していますが、令和6年度は250トンを下回りました。

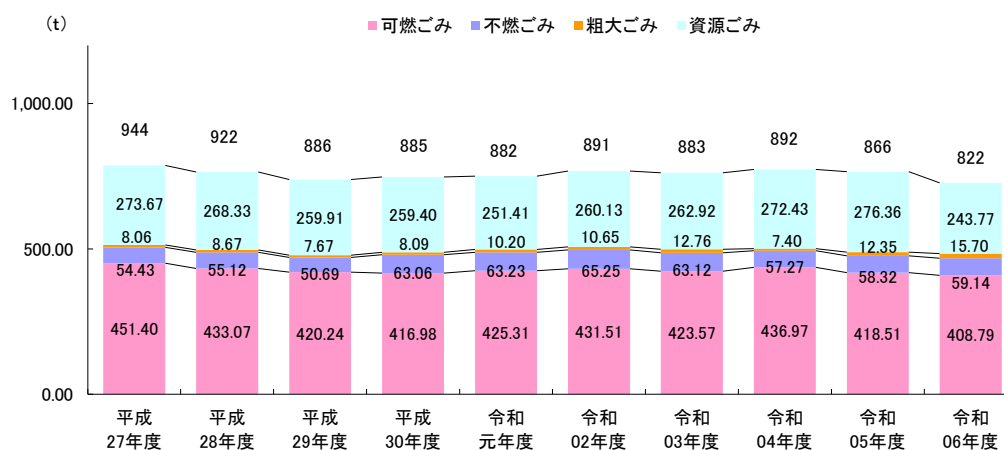


図 ごみ処理状況

(資料：町民課)

(2) 下水道

下水道について、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽（町・個人）を含めて普及率は99.5%（令和6年度）となっています。また、接続率は増加傾向ですが、100%には至っていません。

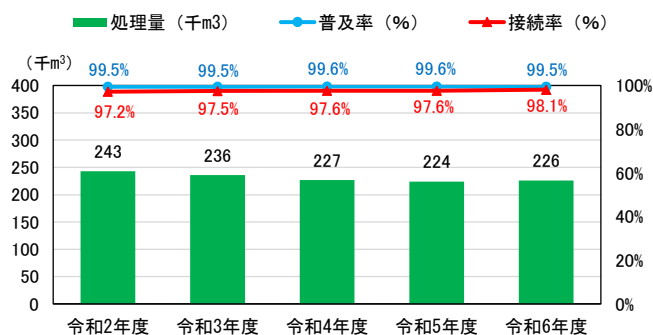


図 下水道普及状況

(資料：建設課 (処理量、普及率)、新潟県 (接続率))

3 将来フレーム



3-1. 計画人口

令和6年度に策定した「第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、将来人口を令和12年度で3,404人、目標年次にあたる令和17年度で3,077人と推計されています。

表 出雲崎町の将来人口設定値

	令和2年度 (基準年)	令和7年度	令和12年度	令和17年度 (目標年)
計画人口	4,113	3,745	3,404	3,077
備考	実績値	推計値	推計値	推計値

(資料：国勢調査(実績値)、第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(推計値))

3-2. 世帯数・世帯当たり人員

令和2年の国勢調査において、世帯数は1,535世帯となっており、国土交通省国土技術政策総合研究所の推計による将来世帯数は令和17年度で1,310世帯と推計しています。また、世帯当たり人員は令和2年度で2.68人/世帯ですが、令和17年度には2.35人/世帯と推計されています。

表 出雲崎町の将来世帯数設定値

	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
① 人口	4,113	3,745	3,404	3,077
② 世帯数	1,535	1,469	1,408	1,310
③ 世帯人員(①/②)	2.68	2.55	2.42	2.35
備考	実績値	推計値	推計値	推計値

※世帯人員は小数点以下第3位で四捨五入して表示

※②世帯数は国土交通省国土技術政策総合研究所の推計値である

(資料：国勢調査(実績値)、第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(推計値)、国土交通省 国土技術政策総合研究所(推計値))

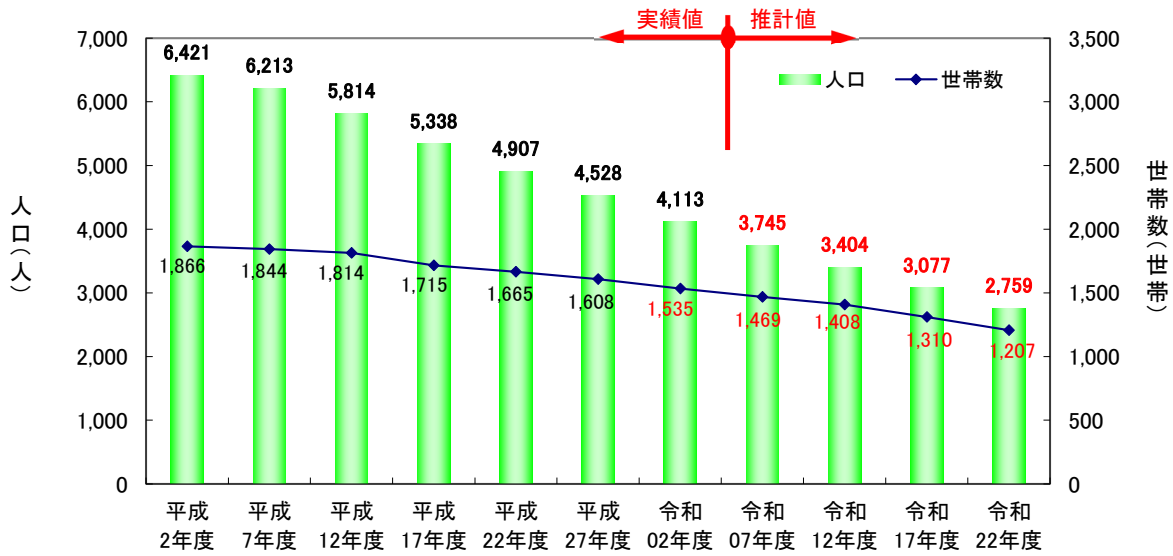


図 人口・世帯数の推移と推計値

(資料：国勢調査 (実績値)、第3期出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (推計値)、国土交通省 国土技術政策総合研究所 (推計値))

3-3. 総就業者数

町の実績値を用いたトレンド推計により、町内で働く就業者数を以下のとおり推計しています。

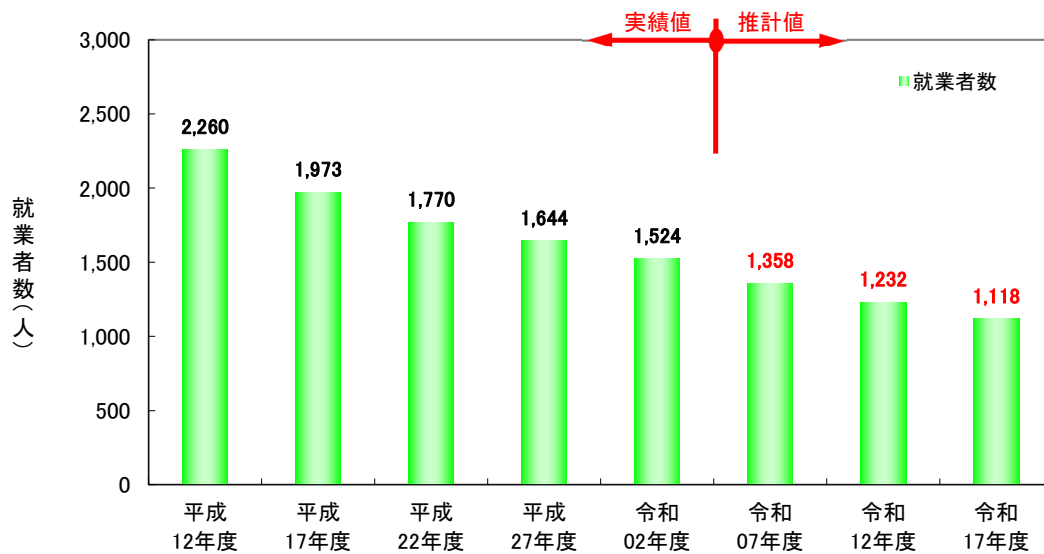


図 就業者数の推移と推計値

(資料：国勢調査 (実績値)、トレンド推計指数式 (推計値))



ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題
2. 基本理念・方針
3. 数値目標
4. 基本施策
5. ごみ処理の分別区分・適切な処理・処理施設
6. 点検・見直し・評価のしくみ

1 ごみ処理の現状と課題



1-1. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理量の実績

町の過去5年間のごみ処理量実績を以下に示します。

① 分別区分別

ごみの総量は減少傾向にあります。区分別で見ると、粗大ごみが増加傾向にあり、空き家の増加により家財を処分する人が増えていることなどが要因として考えられます。

表 ごみ処理量の推移（分別区分別）

(トン)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ	123.26	120.14	118.29	100.36	94.59
可燃ごみ	431.51	423.57	436.97	418.51	408.79
不燃ごみ	65.25	63.12	57.27	58.32	59.14
粗大ごみ	10.65	12.76	7.4	12.35	15.70
資源ごみ	260.126	262.918	272.429	276.363	243.772
計	891	883	892	866	822

(資料：町民課)

② 家庭系・事業系別

家庭系ごみ・事業系ごみともに、処理量は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度で1,051トンに減少しました。家庭系と事業系のごみ処理量の比率は、家庭系ごみが79.7～82.3%で推移しています。

表 ごみ処理量の推移（家庭系・事業系別）

(トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系ごみ	882 (79.7%)	891 (81.5%)	883 (80.7%)	892 (81.2%)	865 (82.3%)
事業系ごみ	224 (20.3%)	202 (18.5%)	211 (19.3%)	207 (18.8%)	186 (17.7%)
計	1,106	1,093	1,094	1,099	1,051

※事業系の資源ごみは処理量が不明のため除く（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみのみ）

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

(2) ごみの分別区分

① 家庭系ごみの収集・運搬

町のごみの分別区分及び収集方法は以下のとおり、「生ごみ」、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ（9種類）」、「粗大ごみ」「小型充電式電池」です。「有害性・危険性・処理困難ごみ」、「家電リサイクル法対象品目」、「事業系ごみ」は町では回収していません。

1) 分別の区分（令和7年10月時点）

分 類		種 類	
生ごみ		○野菜 ○惣菜 ○果物 ○菓子類 ○穀類 ○肉 ○魚 ○調理くず ○枝豆のさや ○栗の皮 ○ピーナッツの殻 ○茶殻・コーヒー殻	
可燃ごみ		○紙おむつ ○たばこの吸殻、花火、灰 ○ペット用トイレの砂 ○破れ、汚れた衣類 ○竹串 ○貝殻・カニの殻 ○汚れた紙 ○加工紙 ○トイレトーパーやラップの芯、紙筒 ○トウモロコシ・タケノコの皮・笹だんごの笹 ○固化した食用油 ○家庭菜園の作物の茎やつる（枝豆、しそ、みょうがなど） ○栗のいが ○害虫がついている枝葉・除草剤が付いた草 ○生ごみ ○板（冬囲いの板・竹など）・角材・丸棒 ○使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤 ○ビデオテープ・カセットテープの本体 ○ペン型自己注射器の本体・使用済カートリッジ ○ペン型自己注射器の針 ○輸液バッグ・チューブ類	
不燃ごみ		○プラスチック製品自体が商品となっているもの（容器包装を除く） ○エンジンオイル・ペンキの缶（中身を空にしてください） ○ビデオテープ・カセットテープのケース ○小型家電製品 ○ゴム・合成皮革製品（長靴・かばんなど） ○結束バンド（PPバンド） ビニールのひも ○哺乳びん ○家庭用果実酒のびん ○ハンガー ○アルミカップ ○プラスチック製仕切り ○プラスチック製保存容器 ○DVD・CD・MD・FD ○ストーブ・ファンヒーター ○金属・陶磁器・ガラス類 ○割れた蛍光管・LED（紙で包んでください） ○網戸のあみ ○電球・グローランプ（紙で包んでください）	
資 源 ご み	プラスチック容器包装材		○食品トレイ ○菓子・あめなどの外装と小袋 ○洗剤、シャンプー容器 ○カップ麺、ヨーグルトなどのカップ ○発泡スチロールや納豆などの容器 ○マヨネーズなどのチューブ ○仕切りトレイ ○野菜、果物などのネット ○洗顔料などのチューブ ○卵などのパック ○ペットボトルなどのふた、ラベル ○レジ袋、生活用品の袋
	びん・缶	びん	○飲料用、調味料、化粧品などのびん
		缶	○飲料用、のり・茶・お菓子などの缶
	ペットボトル		○ペットボトルマークがついた飲料用、しょう油・酒類のペットボトル
	新聞、雑誌・チラシ、段ボール	新聞	○新聞
		雑誌・チラシ	○週刊誌 ○紙ファイル ○カレンダー ○カタログ、パンフ ○窓明封筒、封筒 ○ラップの箱 ○ティッシュの箱 ○画用紙、半紙、コピー紙 ○はがき、名刺 ○メモ帳 ○ポスター ○包装紙、紙袋、ボール紙、紙箱
		段ボール	○段ボール
	枝葉・草		○枝葉 ○草・落ち葉 ○庭木をせん定した枝・葉、冬囲いなどに使った荒縄 ○庭の落葉・草・花、切り花に使った花
危険物		○スプレー缶 ○カセットボンベ ○ライター ○蛍光管（割っていないもの） ○LED 電球 ○乾電池 ○水銀体温計 ○水銀温度計 ○水銀血圧計	
粗大ごみ		○布団・カーペット ○家具類 ○自転車 ○除湿機 ○板類、角材、丸棒	
小型充電式電池		○リチウムイオン電池 ○ニカド電池 ○ニッケル水素電池 ○ボタン電池（LR、SR、PR で始まる型番） ○コイン電池（CR、BR で始まる型番） ○モバイルバッテリー ○電子タバコ ○スマートフォン ○ワイヤレスイヤホン ○ハンディ扇風機など	

分 類		種 類	
町では収集できないもの	家電リサイクル法対象品目	○エアコン ○洗濯機・衣類乾燥機 ○テレビ ○冷蔵庫・冷凍庫	
	家庭系パソコン	○デスクトップパソコンの本体 ○ノートパソコン ○液晶ディスプレイ ○液晶ディスプレイ一体型パソコン ○CRTディスプレイ ○CRTディスプレイ一体型パソコン	
	消火器	○消火器	
	その他	金属類	○自動車用品（ホイール、タイヤチェーン、油圧ジャッキなど） ○農機具 ○リヤカー ○エンジン付器具（草刈機、芝刈機、チェーンソーなど） ○耐火性金庫 ○ドラム缶 ○シャッター ○鉄鋼塊（ダンベル、鉄アレイなど） ○厚さ4mm以上の鋼材（鋼板、支柱など） ○工業用ミシン ○ポンプ（水中ポンプを含む） ○直径5cm以上の単管
		建築廃材	○かわら ○浴槽 ○風呂釜 ○洗面台 ○流し台 ○便器など
		タイヤ・ばね類	○自動車用タイヤ ○スプリング入りソファ ○スプリング入りマットレス ○ピアノ・ピアノ線
		プラスチック類	○ボウリング遊球 ○サーフボード ○直径5cm以上の塩ビパイプ
		家庭菜園用プラスチック類	○ハウスビニール ○ポリマルチ・防鳥ネット・防草シート（処理施設への持込みは可） など
薬剤・廃油		○農薬 ○除草剤 ○エンジンオイル ○灯油 ○ガソリン ○混合油など	
その他	○コンクリート成型品（物干し台、ブロック、雨水ます、汚水ます、側溝、重石など） ○石 ○土 ○砂 ○バッテリー ○オイルヒーター		

（資料：出雲崎町令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方、「小型充電式電池の回収を始めます」チラシ）

2) 収集方法（令和7年10月時点）

分 類	出 し 方
生ごみ	○よく水切りをし、生ごみ用の指定袋に入れ、口を結び、ごみステーションに収集日の午前8時までに出す ※水切りネットや透明または半透明のポリ袋に入れてから、指定袋に入れてもよい ※新聞紙などの紙で包まない ※燃やすごみの収集日に「燃やすごみ用」指定袋に他の燃やすごみと一緒にに入れて出すことも可能
可燃ごみ	○燃やすごみ用の指定袋に入れ、口を結び、ごみステーションに収集日の午前8時までに出す
不燃ごみ	○燃やさないごみ用の指定袋に入れ、口を結び、ごみステーションに収集日の午前8時までに出す ※危ないものを出す場合 ①包丁や電球、鏡、ガラスなどは紙で包む ②燃やさないごみ用指定袋に入れ、外側に「キケン」「フレモノ」と表示する
粗大ごみ	○粗大ごみ処理券シール（処理手数料分）を購入し、粗大ごみごとに貼る
小型充電式電池	○役場ロビー、町民体育館、海岸公民館に設置している回収ボックスに出す ※小型充電式電池を取り外せる場合は、電池のみ回収ボックスに入れ、機器本体は家庭で燃やさないごみに出す ※充電を使い切ってから出す ※必ず絶縁処理をしてから出す

	分類	出し方
資源ごみ	プラスチック容器包装材	○水で洗って中身を空にし、決められたステーションの青色のネットに収集日の午前8時までに出す
	びん・缶	○水で洗って中身を空にし、決められたステーションに収集日の午前8時までに出す
	ペットボトル	○水で洗って中身を空にし、決められたステーションに収集日の午前8時までに出す
	新聞、雑誌・チラシ、段ボール	○新聞、雑誌・チラシ、段ボールの3種類に分けて、ひもで十字に縛り、決められたステーションに収集日の午前8時までに出す
	枝葉・草	○ごみステーションには出さず、中央公民館駐車場に午前7時から午前9時まで持ち込む
	危険物	○ガスを抜いたスプレー缶・カセットボンベ・ライター、使用済み乾電池、水銀体温計は、決められたステーションの緑色のコンテナに午前8時までに出す ※【スプレー缶・カセットボンベ・ライター】 ・中身は使い切り、風通しの良い屋外でガスを抜く 【乾電池】 ・小型充電式電池、ボタン電池は販売店で引き取ってもらう 【蛍光管・LED】 ・買ったときの容器に入れる ・買ったときの容器がない場合は、紙に包み、透明または半透明の袋に入れ、「蛍光管」または「LED」と表示する 【水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計】 ・買ったときの容器や保管用容器に入れる ・容器がない場合は、紙に包み、透明または半透明の袋に入れ、「水銀」と表示する
町では収集できないもの	家電4品目(家電リサイクル法対象機器)	○家電販売店、町のごみ収集運搬業許可業者に収集を依頼する ○または、指定引取場所へ自分で持ち込む
	家庭系パソコン	○パソコンメーカーまたはパソコン3R推進協会に申し込み ○または、町のごみ収集運搬業許可業者に収集を依頼する
	消火器	○(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して回収を行っており、詳しくは消火器リサイクルセンターへ問い合わせる
	バイク	○国内メーカーと関係事業者がリサイクルを行っており、詳しくは二輪車リサイクルコールセンターへ問い合わせる
	その他	○ごみステーションには出さず、町のごみ収集運搬業許可業者に収集を依頼する

(資料：出雲崎町令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方、
「小型充電式電池の回収を始めます」チラシをもとに作成)

3) 家庭ごみの有料化について

平成20年度より、家庭ごみの有料化が開始されました。

有料となるごみは「生ごみ」と「可燃ごみ」、「不燃ごみ」で町が指定するごみ袋により排出します。

また、粗大ごみに関しては、従来から多段階従量制（200円、600円、1,000円の3段階）による有料化が行われています。

表 有料指定ごみ袋（生ごみ）の販売状況

生ごみ指定袋の価格	
区分	価格（1セットの枚数）
小（約10リットル）	100円（10枚入り）
極小（約5リットル）	50円（10枚入り）
超極小（約2リットル）	20円（10枚入り）



図 有料ごみ袋（生ごみ）

表 有料指定ごみ袋（燃やすごみ）の販売状況

可燃ごみ指定袋の価格	
区分	価格（1セットの枚数）
大（約40リットル）	520円（10枚入り）
中（約25リットル）	320円（10枚入り）
小（約10リットル）	130円（10枚入り）
極小（約5リットル）	60円（10枚入り）



図 有料ごみ袋（燃やすごみ）

表 有料指定ごみ袋（燃やさないごみ）の販売状況

不燃ごみ指定袋の価格	
区分	価格（1セットの枚数）
特大（約50リットル）	650円（10枚入り）
中（約25リットル）	320円（10枚入り）
小（約10リットル）	130円（10枚入り）
極小（約5リットル）	60円（10枚入り）



図 有料ごみ袋（燃やさないごみ）



図 有料粗大ごみ処理券

②事業系ごみの収集・運搬

1) 分別の区分

町では事業系ごみの自己処理を指導しています。処理の手法は、「一般廃棄物収集運搬業許可業者（許可業者）への委託」と「直接搬入」の2とおりありますが、町内の事業所は主に許可業者に委託し、事業系ごみの処理を行っています。

令和5年度現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを合わせて、約186トンの事業系ごみが処理されています。

表 事業系ごみの処理量の内訳と推移

(トン)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃 ごみ	許可業者	214	194	204	198	178
	直接搬入	10	8	7	9	8
	計	224	202	211	207	186
不燃 ごみ	許可業者	0	0	0	0	0
	直接搬入	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
粗大 ごみ	許可業者	0	0	0	0	0
	直接搬入	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
合計	許可業者	214	194	204	198	178
	直接搬入	10	8	7	9	8
	計	224	202	211	207	186

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

2) 事業系ごみの処理手数料について

事業系ごみの処理手数料は以下に示すとおりです。

表 事業系ごみ処理手数料の内容

ごみ種別	廃棄物処理手数料区分	料 金
燃やす ごみ	搬入量が100kg 以下の場合	事業所用指定袋に入っている場合は無料 事業所用指定袋に入っていない場合は1,500円
	搬入量が100kg を超える場合	1,500円に加えて10kgごとに150円を加算
生ごみ	搬入量が100kg 以下の場合	400円
	搬入量が100kg を超える場合	400円に加えて10kgごとに40円を加算

(資料：出雲崎町 令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方)

(3) ごみ処理状況

町で発生したごみ（資源ごみを除く）の、処理・最終処分場に関する事務を長岡市に委託しています。

生ごみは生ごみバイオガス発電センターで処理し、処理中に発生したバイオガスを発電などに利用しています。可燃ごみは中之島信条クリーンセンターで焼却後、最終処分場で埋立処分されます。不燃ごみと粗大ごみは中之島信条クリーンセンターで破碎・分別された後、資源回収業者等が回収します。資源ごみは、資源回収業者にて回収され再生利用されます。

なお、処理途中で可燃物や不燃物等が発生し、再度処理が必要になった場合は、再度クリーンセンター等に持ち込まれたうえで繰り返し処理されていきます。

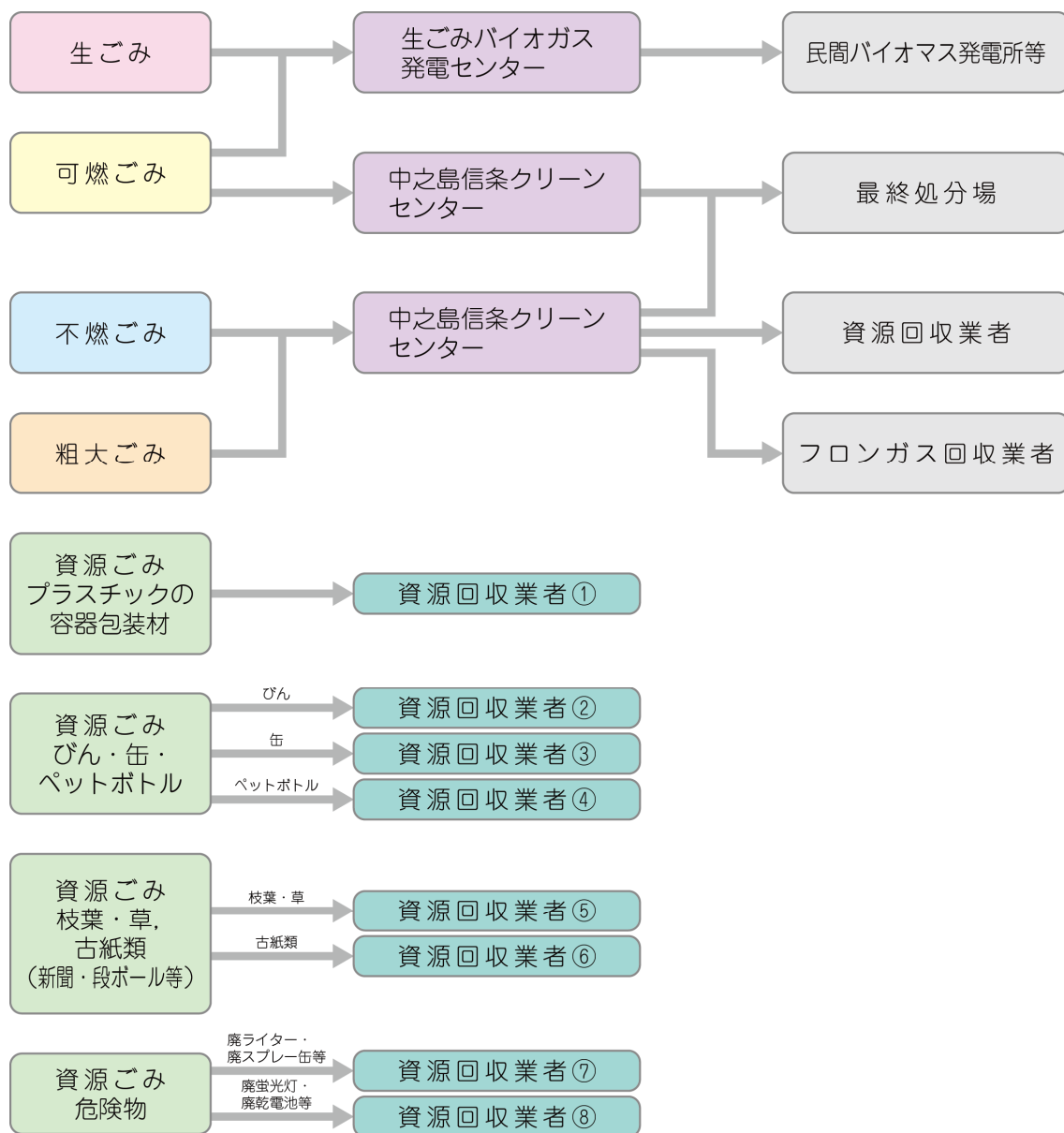


図 出雲崎町ごみ処理フロー

(4) ごみ減量化の実態

① 資源ごみの処理状況

資源物として収集されたごみは、資源再生業者に引き取られて再生利用されます。

町では現在、下表に示すように資源ごみを分別収集しています。その処理量は年度によって増減が見られますが、資源化率は増加傾向で、令和6年度現在21.4%となっており、20%を超えています。

表 資源ごみ処理量の推移（分別区分別）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
缶（スチール）	6,000	6,175	5,240	5,290	5,055
缶（アルミ）	4,300	4,110	4,580	3,645	3,425
ビン	27,870	27,560	26,090	24,940	23,180
新聞	34,640	32,010	34,680	32,960	28,710
雑誌	60,490	58,850	59,700	58,670	50,980
段ボール	26,740	25,850	26,800	27,700	25,820
乾電池	1,197	1,421	1,323	1,351	1,395
蛍光管（水銀血圧計等含む）	489	532	496	407	437
スプレー缶	1,150	990	1,150	1,330	1,100
ライター	70	80	80	100	80
ペットボトル	11,180	12,370	10,740	12,940	12,950
プラスチック容器包装材	39,650	37,770	42,450	42,230	42,640
枝葉・草	46,350	55,200	59,100	64,800	48,000
資源ごみ計	260,126	262,918	272,429	276,363	243,772
一般ごみを含む合計	890,796	882,508	892,359	865,903	821,992
資源化率	15.9%	18.4%	18.9%	19.1%	21.4%

（資料：町民課）

②リサイクル等の取組

一般のごみ収集事務のほか、町では以下に示すごみ減量化のための取組を行っています。

1) 生ごみ処理器設置事業補助金

生ごみを減量し堆肥として資源化を図り、ごみの減量化と焼却の効率化を進める「生ごみ処理器」の購入者に予算の範囲内で補助します。

表 生ごみ処理器設置事業補助金利用実績（その1）

補助額等		○電動式生ごみ処理器：購入費の1/2以内（上限50,000円）				
利用実績	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	0	1	1	0	4
	額（円）	0	50,000	50,000	0	109,000

（資料：町民課）

表 生ごみ処理器設置事業補助金利用実績（その2）

補助額等		○町指定業者の取り扱う生ごみ処理器：購入費の1/2以内（上限3,000円）				
利用実績	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	1	3	0	1	4
	額（円）	3,000	9,000	0	3,000	12,000

（資料：町民課）

2) ごみ収集箱設置事業補助金

ごみステーションに設置するごみ収集箱を購入する行政区などに、予算の範囲内で補助します。

表 ごみ収集箱設置事業補助金利用実績

補助額等		○事業費の30%以内（上限50,000円）				
利用実績	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	件数	3	3	2	2	1
	額（円）	101,000	121,000	100,000	100,000	13,000

（資料：町民課）

3) 空き缶等有価物集団回収奨励金

空き缶等の散乱防止と再生可能な有価物のリサイクルを積極的に推進し、ごみの減量化を図り、環境美化の向上に努める小中学校PTAなどの団体に対して奨励金を交付します。

表 空き缶等有価物集団回収奨励金利用実績

補助額等		金属類：5円/kg 空きビン類：5円/本 ペットボトル類：3円/kg 古紙類：3円/kg 古布類：3円/kg 廃油類：3円/L				
利用実績	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	額（円）	22,845	36,230	11,562	17,821	17,431

(資料：町民課)

4) 家庭ごみ用指定袋の交付制度

申請により、以下の対象世帯に対して家庭用指定袋引換券を無償で交付しています。

表 家庭ごみ用指定袋の交付対象世帯

対象世帯	
	○満3歳未満の児童（出生届または転入届時に一括交付）がいる世帯
	○生活保護を受けている世帯
	○児童扶養手当の受給世帯
	○特別児童扶養手当の受給世帯
	○特別障害者手当の受給世帯
	○ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている世帯
	○町で規定する、紙おむつの交付または支給を受けている世帯

(資料：出雲崎町 令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方をもとに作成)

(5) ごみ出しのマナー等について

① 不法投棄

町内のごみの不法投棄について、町では監視・撤去作業を直営で行っていますが、ごみの量が多い場合は委託して実施する場合があります。また、郵便局と協定を結び、不法投棄発見時は町に情報提供してもらった連携体制を整えています。

令和6年度では、2件の単独不法投棄処理と春・秋それぞれで実施したクリーン作戦による不法投棄処理を行っており、約2万9千円を支出しています。

表 不法投棄ごみの監視・撤去作業実施状況

実施期間	①直営による監視：通年（郵便局と協定を結び、不法投棄発見時は町に情報提供されるよう連携） ②クリーン作戦による撤去作業：春・秋それぞれ1回ずつ				
作業実績 (令和6年度)	4回（直営による撤去：2回、クリーン作戦による撤去：2回）				
回収物 (令和2～5年度)	液晶モニター、プラスチック製かご、デジカメ、マッサージ器、掃除機、混合物、汚れた空き缶、ブラウン管テレビ、テレビ、タイヤ、浮き、漁網、小型ガスボンベ、ガラスなど				
処理費用等 (円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	21,730	50,570	37,833	74,701	28,957

(資料：町民課)



図 ごみの不法投棄の様子

②ごみステーションへのごみ出し

各行政区に設置されているごみステーションへのごみ出しについて、指定日の決められたごみ以外のごみ出しや、分別されていないごみ出しなど、一部でルール違反がみられます。

違反ごみについては、回収は行わずルール違反の旨のシールを貼り周知しています。

ごみステーションの管理は行政区が行っています。交通量の多い道路沿いに設置されたごみステーションでは、集落外部から出されたと思われるごみの対応にも苦慮しています。通った人が誰でも簡単に捨てられるうえ、他のごみに混ざれば区別が難しいため、意図的にルール違反を行う事例も少なくありません。

<p>このごみは 収集できません</p>	<p>出雲崎町 町民課 電話 0258-78-2294</p> <p>月 日</p>
<p><input type="checkbox"/> 指定袋に入っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 正しく分別されていない</p> <p><input type="checkbox"/> 町では収集しないものです</p> <p><input type="checkbox"/> 収集日がちがいます</p> <p><input type="checkbox"/> ふとん類は粗大ごみです</p> <p><input type="checkbox"/> 粗大ごみはごみステーションに出せません</p> <p><input type="checkbox"/> 「重すぎて」ごみ箱から取り出せません</p> <p><input type="checkbox"/> 環境美化袋で家庭ごみは出せません</p>	<p>→ 指定袋に入れてください</p> <p>→ 再度分別してください</p> <p>→ 業者に引き取ってもらってください</p> <p>→ 収集日を確認してください</p> <p>→ 燃やすごみに出す場合は、50cm四方に切って出してください</p> <p>→ 収集の申し込みを(株)フェニックス 電話090-5778-2453にしてください</p> <p>→ 一人で取り出せる重さに小分けしてください</p> <p>→ 家庭ごみは指定袋で出してください</p>

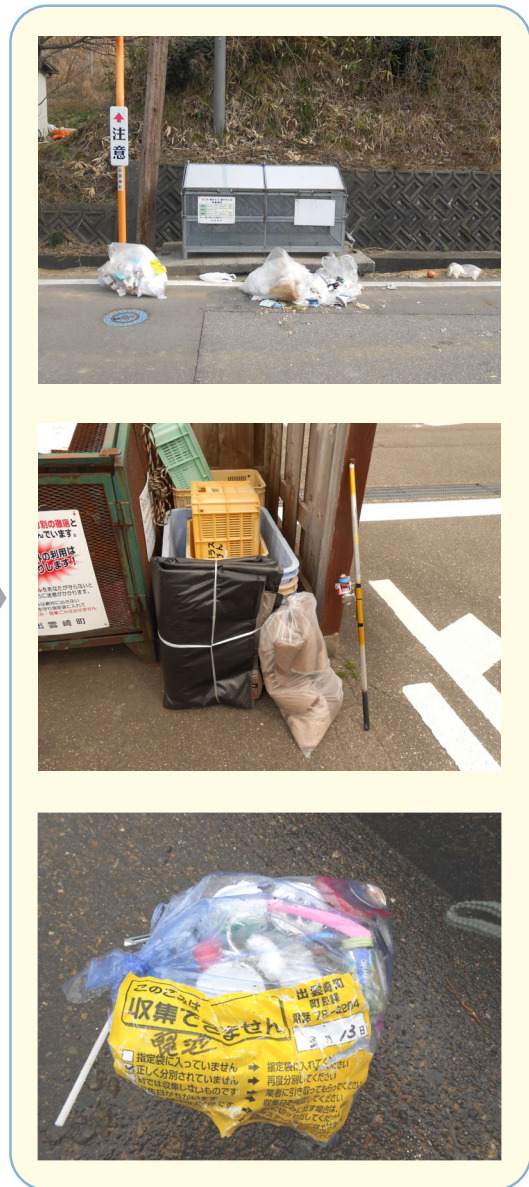


図 「ルール違反シール」とごみステーションにおけるごみ出しのルール違反の様子

1-2. 他自治体との比較

新潟県内の他自治体及び県平均と町のごみ処理状況を比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は県平均よりも少なく（30自治体中5番目）、1人1日当たりの事業系ごみ排出量も県平均よりも少なく（30自治体中2番目）、リサイクル率は県平均よりも高く（30自治体中2番目）なっています。

表 県内他自治体との比較

1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人日)		1人1日当たりの 事業系ごみ排出量 (g/人日)		リサイクル率 焼却灰のセメント原料化等を除く (%)	
新潟県平均	653	新潟県平均	303	新潟県平均	18.3
1 新発田市	556	1 粟島浦村	0	1 妙高市	32.9
2 見附市	560	2 出雲崎町	127	2 出雲崎町	27.5
3 長岡市	562	3 加茂市	166	3 長岡市	23.7
4 上越市	599	4 糸魚川市	170	4 新潟市	23.1
5 出雲崎町	600	5 田上町	177	5 糸魚川市	20.4
6 柏崎市	605	6 佐渡市	218	6 十日町市	20.4
7 南魚沼市	617	7 阿賀野市	219	7 柏崎市	20.0
8 魚沼市	619	8 関川村	223	8 刈羽村	19.2
9 津南町	621	9 十日町市	243	9 加茂市	18.6
10 三条市	626	10 新潟市	267	10 魚沼市	18.3
11 小千谷市	627	11 刈羽村	274	11 上越市	17.2
12 十日町市	629	12 五泉市	274	12 津南町	16.2
13 妙高市	631	13 見附市	276	13 弥彦村	16.1
14 聖籠町	639	14 弥彦村	281	14 小千谷市	15.9
15 弥彦村	645	15 阿賀町	283	15 見附市	15.3
16 刈羽村	663	16 長岡市	287	16 田上町	14.4
17 新潟市	672	17 村上市	289	17 三条市	13.8
18 燕市	677	18 柏崎市	292	18 燕市	13.8
19 関川村	679	19 上越市	307	19 湯沢町	13.2
20 胎内市	688	20 聖籠町	322	20 阿賀野市	13.1
21 村上市	699	21 燕市	342	21 関川村	12.4
22 阿賀野市	720	22 南魚沼市	380	22 五泉市	12.2
23 阿賀町	745	23 胎内市	382	23 南魚沼市	11.6
24 五泉市	804	24 魚沼市	419	24 村上市	11.0
25 加茂市	816	25 津南町	426	25 阿賀町	10.9
26 糸魚川市	831	26 三条市	445	26 聖籠町	10.7
27 田上町	855	27 新発田市	453	27 胎内市	10.1
28 佐渡市	893	28 小千谷市	473	28 新発田市	8.9
29 湯沢町	956	29 湯沢町	495	29 佐渡市	7.5
30 粟島浦村	1192	30 妙高市	580	30 粟島浦村	0.0

(資料：環境省 令和5年度一般廃棄物処理実態調査)

1-3. ごみ処理の課題

町におけるごみ処理の現況などをもとに、今後の循環型社会形成の推進に向けての課題を整理します。

(1) 家庭系ごみの排出量の抑制

町の家庭系ごみ排出総量は、令和元年度で882トンあり、最新データにあたる令和5年度は865トンと、17トンの減量が行われました。一方で、1人1日当たり家庭系ごみの排出量は令和元年度で581g/人・日、令和5年度で615g/人・日と増加傾向にあり、1人ひとりのごみ減量が進んでいない実態も見られます。

そのため、今後とも町民のごみ減量化の意識を啓発し、継続的にごみの排出量を抑制するための更なる施策を展開していく必要があります。

(2) 事業系ごみの排出量の抑制

事業系ごみの排出量は減少傾向で推移してきましたが、依然として令和5年度で178トンのごみを排出しています。

今後とも、各事業所に対して分別の徹底とごみ減量化への周知・啓発を行う必要があります。

(3) 適正なごみ処理の周知

町のリサイクル率（令和5年度 環境省調査）は、県平均（18.3%）を上回る27.5%となっており、町民のリサイクル意識が高いことがうかがえます。また、町では生ごみを分別収集し、バイオガス発電や堆肥として農業にも活用されていることから、引き続き町民のごみ分別意識を高めていく必要があります。

一方で、依然としてごみステーションにおけるごみの分別・出し方のルール違反が一部で見られます。町民に資源化の必要性やごみ出しのルールについて再度周知徹底し、秩序あるごみ処理環境を形成する必要があります。

さらに、町が実施している生ごみ処理器設置事業補助金や空き缶等有価物集団回収奨励金の活用促進とともに、学校教育・社会学習・事業所説明会などを充実させ、ごみの減量・資源化の必要性について町民や事業所に周知・啓発していく必要があります。

(4) 不法投棄の防止

町ではごみの不法投棄について監視・撤去作業を行い、毎年不法投棄ごみの処分費用を支出しています。

町の美しい自然景観と豊かな自然環境を今後とも維持するため、また町の貴重な財源を本来不要なごみ処理に浪費しないよう、不法投棄の撲滅を推進する必要があります。

2 基本理念・方針



2-1. 基本理念

生活の中でごみは日々発生するため、私たちは普段の生活様式を意識的に見直し、ごみの減量化と資源化の推進により持続可能な循環型社会を構築することが重要です。

また、新潟県では、「第3次新潟県資源循環型社会推進計画（令和3年3月策定）」において、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再利用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的な利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念としています。

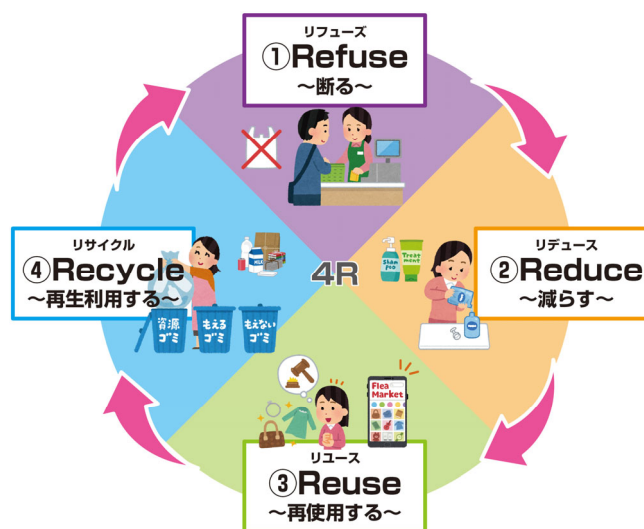
さらに、町では、「Reduce（減らす）」「Reuse（再使用する）」「Recycle（再生利用する）」の「3R」、に加え、ごみのもとになるものを買わない・もらわない「Refuse（断る）」を含めた「4R」を推進しています。

このため、本計画において、「4R」の考えとともに、SDGsの実現にも寄与する「未来につながる循環型社会の町づくり」を基本理念とします。

基本理念：未来につながる循環型社会の町づくり

参考 4Rとは

「4R」とは、ごみを減らすための「R」ではじまる4つの行動のことで、「Reduce（減らす）」「Reuse（再使用する）」「Recycle（再生利用する）」の3Rに「Refuse（断る）」を加えた行動を指します。優先度の高い①から④までの順に、継続的に行動することが大切であり、本当に必要なものは何かをよく考えて、ごみになるものを最初から持たないようにすることが、ごみの削減につながります。



2-2. 基本方針

令和4年3月策定の「第6次出雲崎町総合計画」では、「基本目標2 安全で安心して暮らせるまちづくり【安全・基盤】」の中で「自然との共生・循環型社会の推進」を施策として位置付けています。また、先に設定した4つの「課題」及び上記「基本理念」をもとに、以下に示す3項目を基本方針に設定します。

方針1 4Rの推進によるごみの減量化

日常生活における4Rの取組を推進します。まずはごみのもとになるものを買わない・もらわない「Refuse（断る）」意識を醸成します。さらに、使い捨てを避ける「Reduce（減らす）」や繰り返し使う「Reuse（再使用する）」、排出した一般ごみを資源として有効活用する「Recycle（再生利用する）」を実践することで、ごみの減量化を図ります。

方針2 不法ごみのない、美しい町づくりの推進

不法投棄防止やごみ出しマナーの改善を図り、豊かな自然と美しい町づくりを推進します。このため、学校や地域、環境団体などと連携した環境の保全・美化を進めます。

方針3 町民・事業者・行政の協働による循環型町づくりの推進

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら協力し、資源の循環と適正処理を推進する仕組みを構築します。町民や事業者は日常生活から4Rを意識したごみの減量化に取り組むとともに、行政は更なるごみの分別を推進する仕組みを構築します。3者の協働により、ごみの減量化や資源化を進め、環境負荷を低減し、循環型社会を実現します。

3 数値目標



3-1. 将来目標値推計の考え方

本計画では、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」、「家庭系ごみ資源化率」、「従業者1人当たり事業系ごみ排出量」の3つの指標について、目標年（令和17年）における推計値を求めます。

廃棄物処理に係る将来目標値は、国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の考え方を参考に設定します。

なお、基準年については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」と整合を図るため、令和4年度を基準年とします。

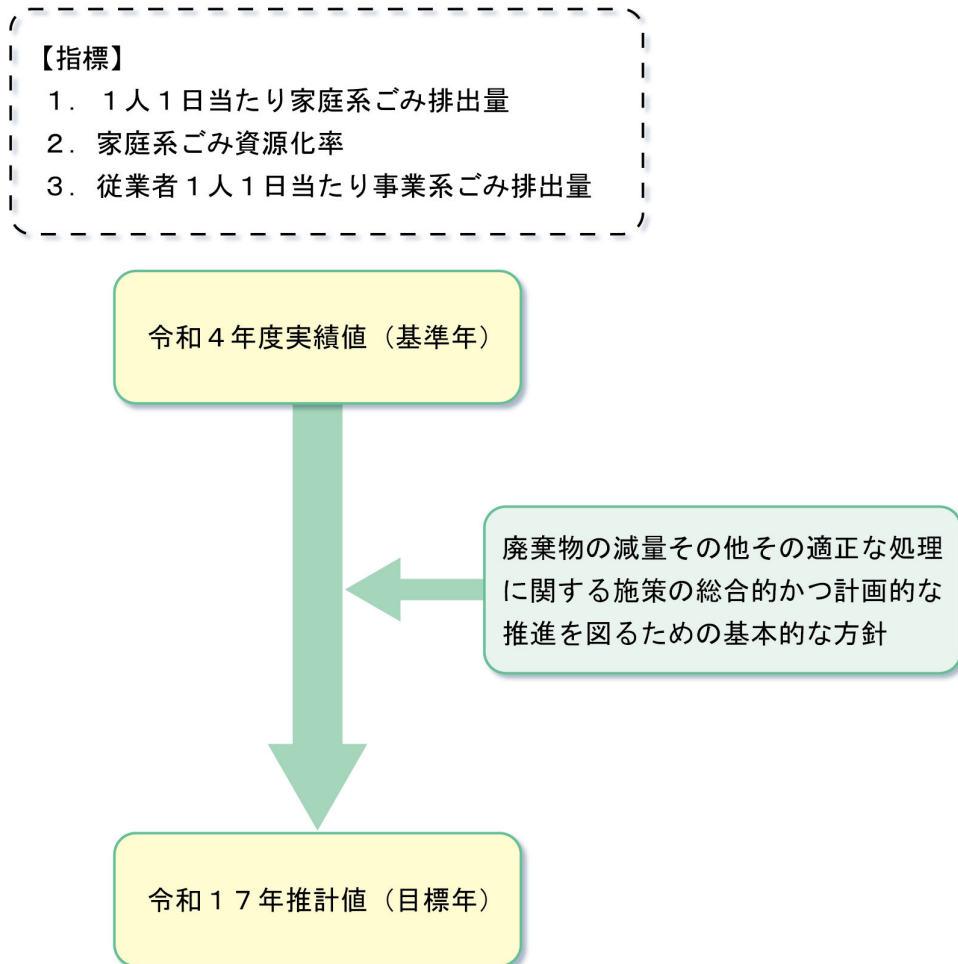


図 将来目標値推計のフロー

3-2. 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推計

(1) 基準年・基準値の設定

① 基準年

ごみ排出量将来値推計の基準年は、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」と整合する令和4年度とします。

② 基準値

ごみ排出量将来値推計の基準値を「1人1日当たり」とします。これは、町の総人口は経年的に変動し、それにより町内で発生する家庭系ごみ排出量にも人口増減による影響が発生することから、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」を原単位とするものです。

1) 基準時家庭系ごみ排出量

令和4年度の家庭系ごみ排出量は619.93トンです。

表 家庭系ごみ排出量の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭系ごみ	630.67	619.59	619.93	589.54	578.22

(トン)

(資料：町民課)

※家庭から排出される生ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの合計。資源ごみは除く。

2) 基準時人口

令和4年度の人口は、新潟県人口移動調査をもとに3,973人とします。

表 人口の推移 (10月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	4,113	4,042	3,973

(人)

(資料：国勢調査、新潟県人口移動調査)

3) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

基準年における町の基準値は以下のとおりです。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{令和4年度} & & \text{令和4年度} & & \text{令和4年度1人1日当たり} \\
 \text{家庭系ごみ排出量} & & \text{人口} & & \text{家庭系ごみ排出量} \\
 620 \text{ t} & \div & 3,973 \text{ 人} & \div & 365 \text{ 日} = \mathbf{428 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日}}
 \end{array}$$

(生・可燃・不燃・粗大)

(新潟県推計人口)

(2) 将来予測

① 上位計画等の考え方

国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、令和4年度を基準年として目標年度（令和12年度）までの8年間で3.7%の削減を設定しています（令和4年度：496g→令和12年度：478g）。これは、約0.46%/年のペースで削減していくことになります。

本町においても、令和4年度を基準として、目標年度である令和17年度までの13年間で5.98%削減することを目標とします。

表 目標値の概要

指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R17年度)	指標の概要
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	428g	402g	国民1人が1日に排出する家庭系ごみの排出量（資源ごみを除いた家庭から出るごみの量）

② 出雲崎町の将来予測

町における目標年度（令和17年度）の1人1日当たり家庭系ごみ排出量を以下のとおり設定します。

$$\begin{array}{rcccl} \text{令和4年度1人1日当たり} & & & & \text{令和17年度1人1日当たり} \\ \text{家庭系ごみ排出量} & & \text{目標値} & & \text{家庭系ごみ排出量} \\ \\ \mathbf{428\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}} & \times & 94.02\% & = & \mathbf{402\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}} \end{array}$$

この結果、目標年である令和17年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は402g/人・日となります。

3-3. 家庭系ごみ資源化率の推計

「将来のごみ処理総量」のうち、資源ごみの占める比率を推計します。この際、「基本方針1」で4Rの推進による資源化率の向上に関する方針を設定していることから、この取組による成果を考慮した目標を設定します。

(1) 基準年・基準値の設定

① 資源化率の状況

家庭系ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、資源化率の向上を図ります。町の資源化率は、令和2年度で29.2%、令和5年度で31.9%と増加傾向にあり、基準年の令和4年度は30.5%となっています。

表 資源ごみ処理量の推移（家庭系ごみ）

(トン)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源ごみ計	260	263	272	276
家庭系ごみ合計	891	883	892	865
家庭系ごみ資源化率	29.2%	29.8%	30.5%	31.9%

(資料：町民課、環境省 一般廃棄物処理実態調査)

② 基準値

資源化に関する将来値推計の基準値を「家庭系ごみの資源化率」とします。現状で、町は事業系の資源ごみ処理量を把握していないため、家庭系ごみのみを対象とします。

基準年及び基準値は、上表に記載される令和4年度の実績値である「30.5%」とします。

(2) 将来予測

① 上位計画等の考え方

国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、令和4年度を基準年として目標年度（令和12年度）までの8年間で約6%の増加を設定しています（令和4年度：約20%→令和12年度：約26%）。これは、約0.75%/年のペースで向上していくことになります。

本町においても、令和4年度を基準として、目標年度である令和17年度までの13年間で9.75%向上させることを目標とします。

表 循環利用率

指標	基準値 (R4年度)	目標値 (R17年度)	指標の概要
家庭系ごみ 資源化率	30.5%	40.3%	廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

② 出雲崎町の将来予測

町における目標年度（令和17年度）の家庭系ごみ資源化率を以下のとおり設定します。

$$\begin{array}{rcccl} \text{令和4年度} & & & & \text{令和17年度} \\ \text{家庭系ごみ資源化率} & & \text{目標値} & & \text{家庭系ごみ資源化率} \\ 30.5\% & + & (0.75\% \times 13 \text{年}) & = & 40.3\% \end{array}$$

この結果、目標年である令和17年度の家庭系ごみ資源化率は40.3%となります。

3-4. 従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量の推計

(1) 基準年・基準値の設定

① 基準値の設定

1) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量は、年間およそ200トン程度で、減少傾向で推移しています。

表 事業系ごみ排出量の推移

(トン)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系ごみ	224	202	211	207	186

(資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査)

※資源ごみを除く

2) 従業者数

町内の従業者数は、国勢調査の従業地就業者数をもとに設定、推計します。

表 従業地就業者数の推移

(人)

	実績値		推計値		
	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
従業地就業者数	1,644	1,524	1,467	1,439	1,411

(資料：平成27年度、令和2年度は国勢調査)

※令和3～5年度の推計値は、H12～R2年の実績値を用いたトレンド推計で算定

3) 従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量

基準年における町の基準値は以下のとおりです。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{令和4年度} & & \text{令和4年度} & & \text{従業者1人1日当たり} \\
 \text{事業系ごみ排出量} & & \text{従業者数} & & \text{事業系ごみ排出量} \\
 207 \text{ t} & \div & 1,439 \text{ 人} & \div & 365 \text{ 日} = \mathbf{394 \text{ g} / \text{人} \cdot \text{日}}
 \end{array}$$

(可燃・不燃・粗大)

(国勢調査結果を基にした推計値)

(2) 将来予測

① 将来予測の考え方

国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び第3次新潟県資源循環型社会推進計画では、事業系ごみに関する目標値を設定していません。

ここでは、町独自の考えとして、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標と考え方を一致させることとします（国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」と同等の考え方）。

よって、令和4年度を基準として、目標年度である令和17年度までの13年間で5.98%削減することを目標とします。

② 出雲崎町の将来予測

町における目標年度（令和17年度）の従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量を以下のとおり設定します。

令和4年度従業者1人1日 当たり事業系ごみ排出量		目標値		令和17年度従業者1人1日 当たり事業系ごみ排出量
394g / 人・日	×	94.02%	=	370g / 人・日

この結果、目標年である令和17年度の従業者1人1日当たり事業系ごみ排出量は370g / 人・日となります。

3-5. 将来推計値一覧表

表 出雲崎町ごみ処理に関する現況値と将来指標

	基準年 令和4年度	目標年		算定根拠
		令和12年度	令和17年度	
①家庭系ごみ処理総量 (生・可・不・粗)	620 t	512 t	451 t	R4：実績 R12,17：②×③×365 資源ごみは除く
②人 口	3,973人	3,404人	3,077人	R4：新潟県人口移動調査 R12,17：第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略
③1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	428g/人日	412g/人日	402g/人日	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 目標値設定：0.46%/年削減 資源ごみは除く
④家庭系資源ごみ処理量	272 t	187 t	182 t	R4：実績 R12,17：①×⑤
⑤家庭系ごみ資源化率	30.5%	36.5%	40.3%	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 目標値設定：0.7%/年 向上
⑥事業系ごみ処理量 (可・不・粗)	207 t	171 t	151 t	R4：実績 R12,17：⑦×⑧×365
⑦従業者数	1,439人	1,232人	1,118人	国勢調査 従業地就業者数の実績(H12,17,22,27,R2)をもとにしたトレンド推計 【指数式】
⑧従業者1人1日当たり 事業系ごみ排出量	394g/人日	380g/人日	370g/人日	1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標設定と同等の考え 目標値設定：0.46%/年 削減
⑨ごみ処理量 (家庭系+事業系) ※資源ごみ除く	827t	683t	602t	R4：実績 R12,17：①+⑥

※太文字：本計画で設定した目標値

4 基本施策



4-1. 施策体系

先に設定したごみの減量目標を達成するための具体的な施策を検討します。
施策検討にあたり、以下に示す4つの施策を軸に、それぞれの具体的な内容を整理します。

(1) 環境学習の提供・推進

ごみの分別や4Rを推進するにあたり、まずは環境保全に対する町民の意識改革を図るため、広報活動や環境学習等を推進します。

施策の具体的項目	内容
(1)-1 環境意識を高めるための積極的広報	・環境保全に向けて、廃棄物に関する課題を町民に認識してもらい、環境への意識を高めるため、廃棄物に関する情報をホームページや広報などで積極的に提供します。
(1)-2 小中学校における環境学習の推進	・小中学校での環境学習の取組を進め、ごみの減量化・再生利用への理解を図り、義務教育の段階から、環境と調和した生活様式の学習の推進に努めます。
(1)-3 クリーン作戦参加による環境意識の向上	・毎年春と秋に実施している「全町一斉クリーン作戦」を継続実施するとともに、より多くの町民に参加してもらい、環境への意識を高められるよう広報活動を強化します。

(2) 家庭系ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

日常生活で発生する家庭系ごみについて、4Rを軸としながらかごみの減量化を図ります。また、ごみの再生利用に積極的に取り組みます。

施策の具体的項目	内容
(2)-1 4Rの推進	・4Rの第1段階である「Refuse（断る）」の意識を持ってもらうため、買い物段階でレジ袋を受け取らずにマイバッグを使用するなど、ごみ減量に向けて町民、事業所、行政が一体となって行うキャンペーンなどの取組を推進します。 ・併せて、「Reduce（減らす）」「Reuse（再使用）」「Recycle（再生利用）」を推進するため、広報活動等を強化します。
(2)-2 分別によるごみ減量化の推進	・町では日常生活で発生する生ごみを「燃やすごみ」ではなく「生ごみ」として回収し、バイオガス発電などに活用しており、分別によるごみの減量化の方法を周知し、ごみの再生利用に積極的に取り組みます。
(2)-3 食品ロスの削減	・「賞味期限」の定義について考えてもらうための広報活動等の取組を推進します。 ・食べ残し防止やてまえどりの啓発に積極的に取り組みます。
(2)-4 補助制度の継続実施と周知徹底	・生ごみ処理器設置事業補助金や空き缶等有価物集団回収奨励金など、既存の取組を継続・強化するとともに、更なる活用を促すため周知を図ります。

(3) 事業系ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

事業所においてもごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進し、ごみの減量化を図ります。

施策の具体的項目	内容
(3)-1 事業所への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対するごみの発生抑制・再使用・再生利用の指導を進め、目標達成に向けて機運の醸成を図ります。 ・多量に産業廃棄物を排出する事業者における減量化・資源化を徹底します。
(3)-2 紙ごみの減量促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化を推進するとともに、事務所等で出た紙ごみは、両面コピーの徹底など、紙ごみの減量を促します。 ・過大なチラシ・ダイレクトメール等の発送抑制を促進するため、事業者に対して電子媒体の活用や配布基準の見直しを働きかけます。
(3)-3 給食残さ資源化など循環的利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者、各種団体（学校など）、行政等が連携し、町内の給食残さの飼料化、堆肥化など循環的利用の取組を推進します。
(3)-4 廃棄物処理業者に対する処理方法の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出業者や処理事業者が行う廃棄物の処理が不法投棄につながらないように、廃棄物の適正処理についてきめ細かく指導し、不法投棄の未然防止に努めます。

(4) ごみ処理コストの分析

今後、ごみ処理コストの分析と情報開示を行うとともに、分析結果を検討し、一層のごみ処理事業の効率化に努めます。

施策の具体的項目	内容
(4)-1 効率的な廃棄物処理の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、ごみ処理コストの分析と情報開示を行うとともに、分析結果を検討し、一層のごみ処理事業の効率化に努めます。
(4)-2 ごみ処理料金の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化開始後のごみ処理量の推移を分析し、必要に応じた対策を検討します。

(5) 集団回収の推進

一層の資源化を図るため、集団回収を継続します。

施策の具体的項目	内容
(5)-1 集団回収の推進	・全国の先進的な集団回収の情報を提供するなど、地域や各種団体が行う自主的な集団回収、廃品回収等の活動強化を促します。

(6) その他

ごみ減量化や美しい町づくり等に資するさまざまな取組を行います。

施策の具体的項目	内容
(6)-1 グリーン調達 の推進	・再生品の利用調達（グリーン調達）を推進し、公共事業に再生品の利用拡大を推進するとともに、町民、事業所等にも促します。
(6)-2 フリーマーケット などの支援	・不要品交換会やフリーマーケット等の事業を支援します。
(6)-3 リサイクル法の円滑 な運用	・国や県と連携して、容器包装、家電、自動車、建設、食品、小型家電に係る各種リサイクル法を円滑に運用し、資源循環を推進します。
(6)-4 減量化・資源化を促進 するための市民への 支援	・各種団体やリーダー等のネットワークを通じ、町民が自ら主体的にごみの排出抑制に取り組む活動を支援します。
(6)-5 不法投棄撲滅・環境美 化の推進	・不法投棄を撲滅するために、現在、実施しているパトロールをはじめ、住民による日常的監視を強化し、環境美化に努めます。
(6)-6 バイオマスの利活用 推進	・「新潟県バイオマス活用推進計画」にもとづき、廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。

4-2. 施策実施の主体と役割

施策検討にあたっては、「町民」、「事業所」、「行政（町）」の3主体に分け、それぞれの立場での役割として取組方針を整理します。

（1）町民の役割

町民は、自らがごみの排出者であるという認識で生活様式を見直し、極力ごみを排出せずに「4 R（断る・発生抑制・再使用・再生利用）」に努める必要があります。また、ごみ問題に関する関心・理解を深め、循環型社会構築のための取組に積極的に参加・協力する必要があります。

（2）事業所の役割

事業所は、自らがごみの排出者であるという社会的責任を持つことを自覚し、極力ごみを発生させず、4 R（断る・発生抑制・再使用・再生利用）」に努める必要があります。さらに、循環型社会構築のための取組に積極的に参加・協力するとともに、自発的な活動にも取り組む必要があります。

（3）行政の役割

行政は、自らが率先してごみの排出量削減に取り組むとともに、町民及び事業所のごみ問題に関する意識醸成を行い、「4 R（断る・発生抑制・再使用・再生利用）」に関する円滑な活動を推進し、それぞれとの連携のもと循環型社会構築のための仕組みづくりに積極的に取り組む必要があります。

5 ごみ処理の分別区分・適切な処理・処理施設

5-1. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

町の分別の区分及び収集方法は、本計画P15～P17に示すとおりとし、この区分及び収集方法を今後とも継続するものとします。

5-2. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法は、本計画P20に示すとおりとし、この処理方法を今後とも継続します。

また、処理方法ごとの処理主体は、町内で発生する可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理は町が長岡市に委託し、資源ごみは資源回収業者が処理します。

5-3. ごみ処理施設の整備に関する事項

町ではごみ処理、し尿処理、最終処分場について、資源ごみを除き長岡市に全面委託しており、協定により将来にわたってこれらの委託を継続するため、施設の整備は計画しません。

6 点検・見直し・評価のしくみ



6-1. PDCAサイクルによる点検・見直し・評価

計画の策定については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に点検、見直し、評価を行います。

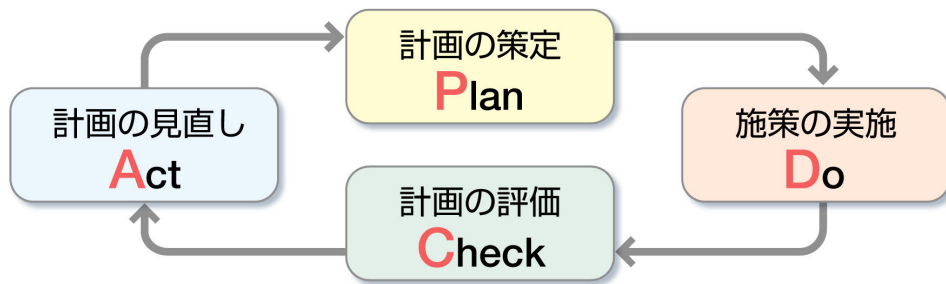


図 PDCAサイクルのイメージ

(1) 一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画・実施計画）の策定（Plan）

町は一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画・実施計画）を策定します。策定に際し、住民や事業所に対して理解と協力を得るよう努めます。策定された計画は、町ホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、関係する廃棄物処理業者、事業所、町民等に広く周知します。

(2) 施策の実行（Do）

計画に従って、町内で発生するごみを適正に処理しながら、「4Rの推進によるごみの減量化」、「不法ごみのない、美しい町づくりの推進」、「町民・事業者・行政の協働による循環型町づくりの推進」を進めます。

(3) 評価（Check）

ごみ処理に関する施策の展開・進捗状況を評価するとともに、計画で策定した指標を用いてごみ処理量に関する客観的かつ定量的な点検・評価を行います。

(4) 見直し（Act）

評価を踏まえて、必要に応じて概ね5年ごとに見直しを行います。なお、改定にあたっては、住民や事業所に理解と協力を得るよう努めます。

6-2. 評価のしくみ

計画の評価については、以下に示す2つの視点で行います。

(1) 具体的数値を用いた定量評価

目標年次における具体的な目標値を設定することにより、定量的にその達成状況を判断します。また、各施策の進捗状況についてその実績をもとに評価を行い、実施できなかった理由や課題を明確にし、次年度以降の計画見直しにつなげます。

(2) 情報公開による透明性の確保

計画の内容と評価結果を広く町民に公開して周知します。情報は、広報いずもぎき、町ホームページ等を通じて公表するとともに、必要に応じて町議会へも報告します。

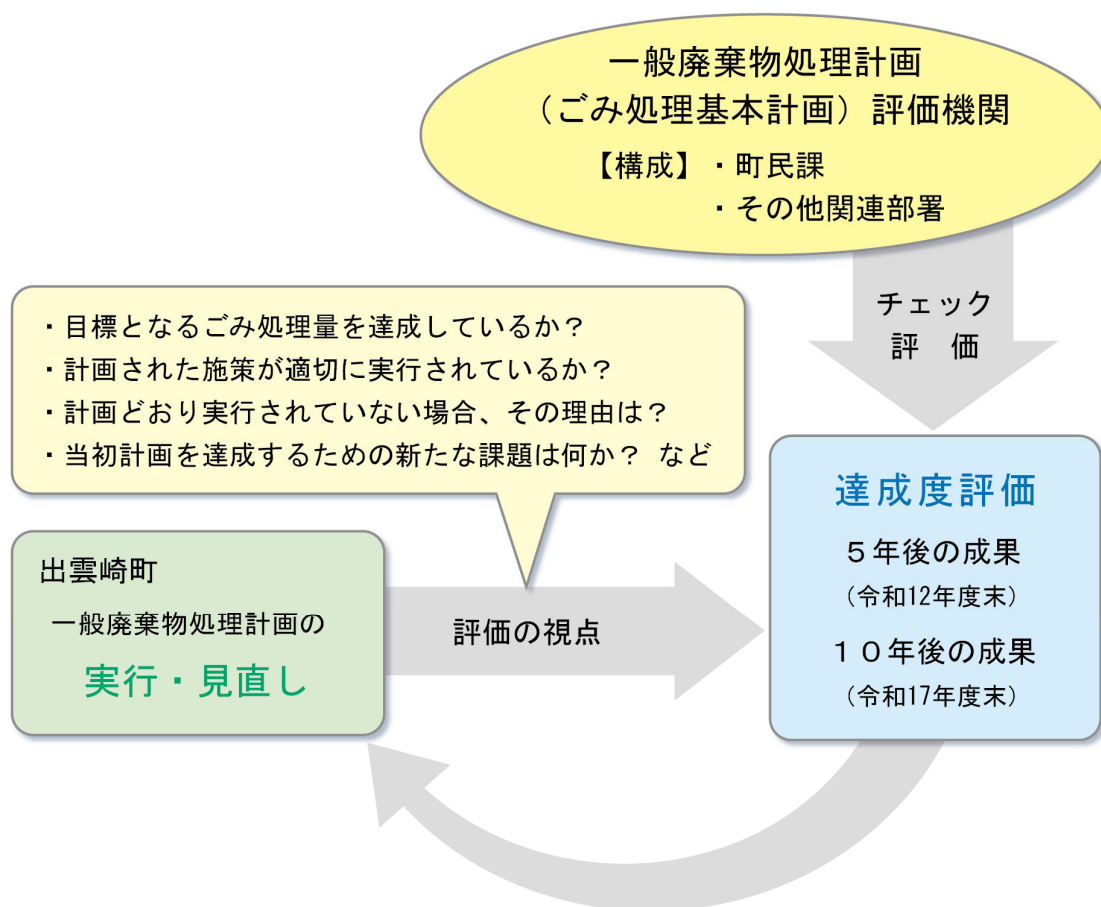


図 計画評価のイメージ



生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題
2. 基本理念・方針
3. 数値目標
4. 基本施策
5. 点検・見直し・評価のしくみ

1

生活排水処理の現状と課題



1-1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理体系

町の生活排水処理体系は下図に示すとおりです。生活排水は、炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴って発生する「生活雑排水」と「し尿」の2つに大別されます。

生活雑排水は公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の3つの施設で処理され、し尿はさらに単独浄化槽及び汲み取りを加えた5つの施設により処理されています。

公共下水道から排出された汚泥については、民間委託によりコンポスト化を行っており、循環型社会の実現に向けて取り組んでいます。

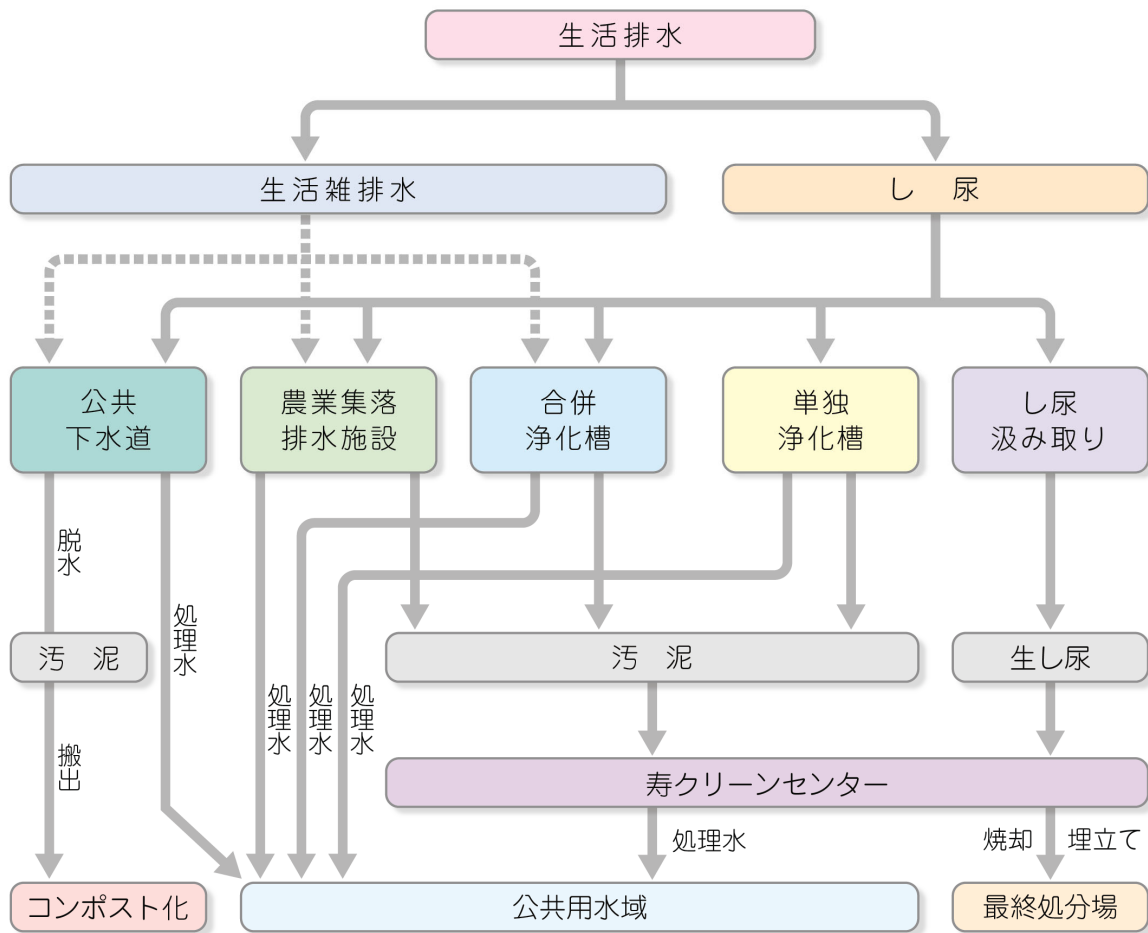


図 出雲崎町生活排水処理フロー

(資料：建設課)

(2) 生活排水の排出状況

町の生活雑排水及びし尿の処理形態別人口は下表のとおりです。

公共下水道の割合が最も高く約50%で推移していますが、その割合は減少傾向にあり、一方の農業集落排水施設の割合が高まっている状況です。尚、生活雑排水未処理の割合に変化はありません。

表 処理形態別人口

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
行政区域人口	人	4,233	4,162	4,075	3,955	3,831
生活雑排水処理	人	4,210	4,140	4,057	3,938	3,813
	%	99.5	99.5	99.6	99.6	99.5
公共下水道	人	2,185	2,120	2,071	2,008	1,917
	%	51.9	51.2	51.1	51.0	50.3
農業集落排水施設	人	1,638	1,639	1,620	1,580	1,553
	%	38.9	39.6	39.9	40.1	40.7
合併浄化槽	人	387	381	366	350	343
	%	9.2	9.2	9.0	8.9	9.0
生活雑排水未処理 (汲取り・単独浄化槽など)	人	23	22	18	17	18
	%	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5

(資料：建設課)

(3) 生活排水の処理量の推移

各形態の処理量は、いずれも減少傾向で推移しています。尚、出雲崎地区では令和4年度以降大きく増加していますが、これは松本地区を統合したためです。

表 形態別処理量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公共下水道	243	236	227	224	226
農業集落排水施設	174	169	167	165	163
出雲崎地区	96	91	127	125	124
松本地区 ^{※1}	36	35	－	－	－
赤坂山地区	42	42	41	40	39
合併浄化槽（町）	33	30	33	29	27
合併浄化槽（個人） ^{※2}	－	－	－	－	－
その他（し尿運搬量）	31	28	22	27	25

※1 松本地区は令和4年度より出雲崎地区に統合。

※2 個人設置の合併浄化槽は統計データなし。

（資料：建設課・町民課）

(4) 生活排水処理地区とエリア

公共下水道施設は「出雲崎海岸処理区」の1地区に区分され、久田浄化センターが運用されています。農業集落排水施設は現在、「出雲崎地区」「赤坂山地区」の2地区に区分され、2つの処理施設が運用されています。

表 農業集落排水施設の概要

名称	久田 浄化センター	出雲崎地区 処理場	赤坂山地区 処理場
区分	公共下水道	農業集落排水	農業集落排水
所在地	久田 1075-3	沢田 149-1	大寺 720
地区名等	出雲崎海岸処理区	出雲崎地区	赤坂山地区
処理能力	1,460m ³ /日	453m ³ /日	273m ³ /日
処理方式	好気性ろ床法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法
供用開始	平成9年12月	平成6年2月	平成14年4月
計画人口	2,200人	1,510人	1,010人

（資料：建設課）

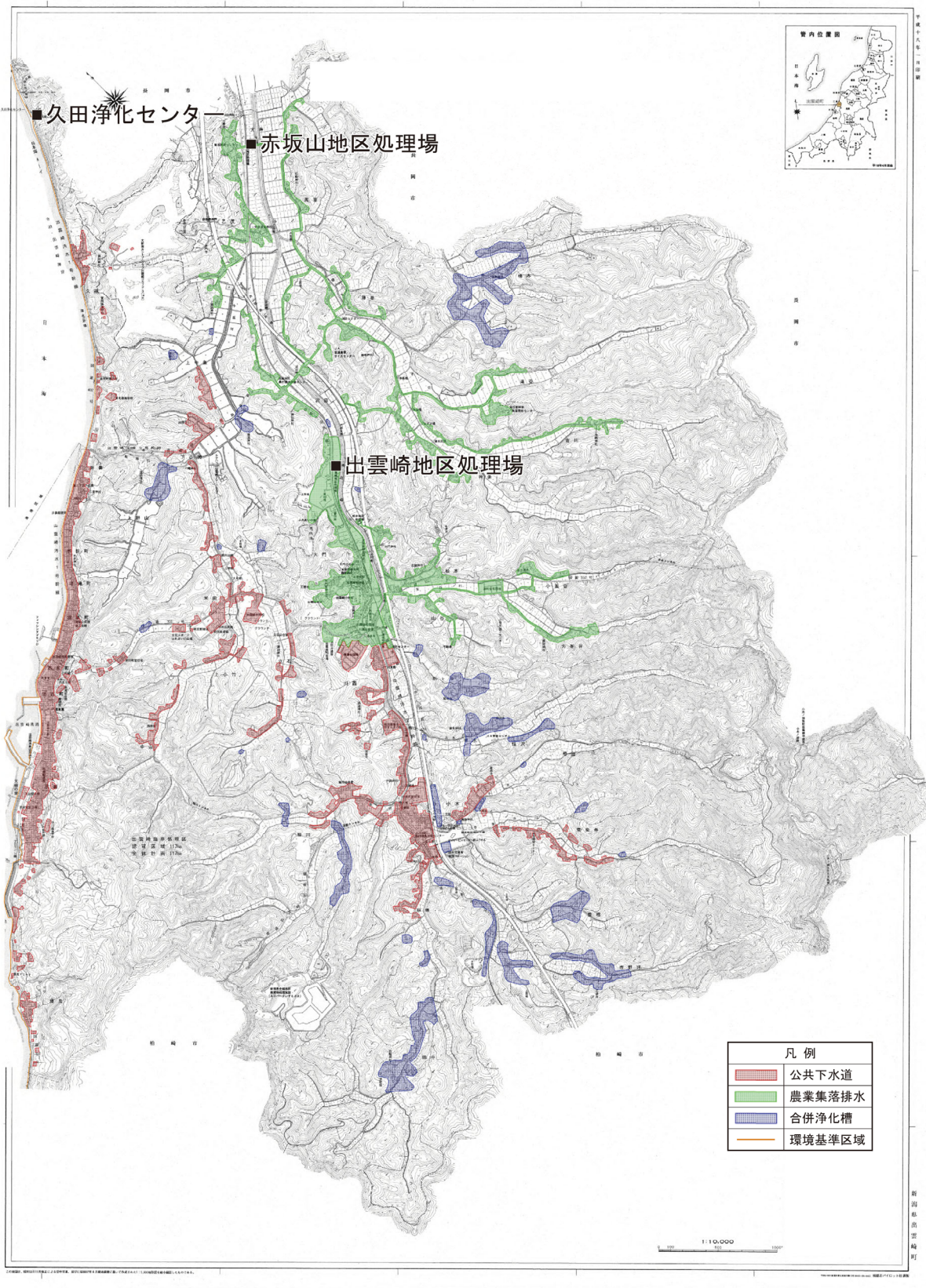


図 排水処理区分別位置図

(5) 発生汚泥の推移

汚泥処理について、農業集落排水施設や浄化槽施設で発生した汚泥は、事務委託により長岡市の寿クリーンセンターし尿前処理施設で処理しています。

また、公共下水道から発生した汚泥については、コンポスト化に取り組み、堆肥としての活用を進めています。

表 汚泥発生量の実績

	汚泥の状態	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
公共下水道	脱水汚泥	t	151	161	142	139	127
農業集落排水施設	濃縮汚泥	m ³	669	669	651	651	651
出雲崎地区	濃縮汚泥	m ³	342	342	468	468	468
松本地区	濃縮汚泥	m ³	144	144	—	—	—
赤坂山地区	濃縮汚泥	m ³	183	183	183	183	183
合併浄化槽（町）	浄化槽汚泥	m ³	355	348	341	334	331
合併浄化槽（個人）	浄化槽汚泥	m ³	403	406	374	382	381
その他（し尿運搬量）	生汚泥	ℓ	30,800	27,650	22,350	26,950	25,000

※松本地区は令和4年度より出雲崎地区に統合

(資料：建設課・町民課)

(6) 生活排水の処理主体

町における生活排水処理主体は、下表のとおりです。

表 生活排水の処理主体

	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	出雲崎町
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	出雲崎町
合併浄化槽（町）	し尿・生活雑排水	出雲崎町
合併浄化槽（個人）	し尿・生活雑排水	個人
単独浄化槽	し尿	個人
し尿汲み取り	し尿	個人

1-2. 生活排水処理の課題

(1) 適切な維持管理・修繕

町ではすべての区域で下水道の整備が終了しています。既存のマンホールや管渠については約30年が経過し、耐用年数である50年に迫ってきているものもあるため、管渠清掃や点検により適正な維持管理に努める必要があります。また、電気機械設備については、設備更新対策事業に取り組んでいますが、耐用年数を迎えているものが多いため、継続的な対策が必要な状況です。

(2) 接続率の向上

町の下水道普及率（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の合計）は99.5%（令和6年度）となっており、ほとんどの地域で整備が完了していますが、接続していない家庭もあり、接続率は98.1%（令和6年度）となっています。そのため、残りの未接続世帯の解消を目指し、環境にやさしく衛生的な排水環境を推進する必要があります。

(3) 処理汚泥の再生資源としてのさらなる有効利用

生活排水を浄化する際に「汚泥」が発生します。町ではこれまで焼却・埋立て処分だけでなく、コンポスト化に取り組んでおり、汚泥の有効利用を進めています。

しかし、現時点で公共下水道から発生した汚泥のみコンポスト化しており、農業集落排水施設や合併浄化槽から発生した汚泥については有効利用ができていません。そのため、限りある資源をさらに有効利用し循環型社会を形成するため、汚泥の再利用を検討する必要があります。

2 基本理念・方針



2-1. 基本理念

「第6次出雲崎町総合計画」では、基本目標のひとつに「安全で安心に暮らせるまちづくり」を掲げており、関連する施策に「上下水道の整備」があります。

町の下水道整備は完了していますが、既存施設の耐用年数が迫るなど、適切な維持管理・修繕が求められていること、接続率の向上、さらには汚泥の再利用など循環型社会の構築を目指し、以下の基本理念を設定します。

基本理念：衛生的で持続可能な排水処理体系づくり

2-2. 基本方針

先にあげた「生活排水処理の課題」をもとに、以下に示す3項目を基本方針とします。

方針1 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

町の排水処理施設には供用開始から長い年月が経ち、耐用年数が迫る施設も見られ、将来にわたりその機能を維持するため、老朽化した施設の更新や適切な維持管理など、必要に応じた対応を推進します。

方針2 適切な処理区分への移行

公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽による排水処理を行っていない世帯に対して、処理区域に対応した適切な処理への利用転換を促進するとともに、全世帯の接続を促し、接続率100%を目指します。

方針3 汚泥などの資源の有効利用の検討

生活排水処理で発生する汚泥は、埋立てなどで「捨てる」のではなく、有効利用することで、埋立て処分量を減らすとともに循環型社会の構築にもつながります。現在、公共下水道ではコンポスト化に取り組んでいますが、農業集落排水施設、合併浄化槽についても有効利用のあり方を検討していきます。

3 数値目標



3-1. 人口動態及び処理方式別人口の推計

(1) 人口動態

目標年（令和17年度）における推計人口は3,077人と予想されます。なお、中間年次である令和12年度の人口は3,404人となっています。

(2) 将来の生活排水処理方式の方針

今後、町の排水処理は「公共下水道」「農業集落排水施設」「合併浄化槽」の3種類に集約することを基本とし、現況の「単独浄化槽」や「し尿汲み取り」といった生活雑排水未処理の世帯解消を目指します。これを踏まえ、目標年における生活雑排水処理の世帯を100%にすることを目指します。

(3) 処理方式別利用人口推計

行政区域人口については、令和6年度現在で3,831人となっており、18人が未だ「単独浄化槽」や「し尿汲み取り」といった生活雑排水未処理の状態で排出していることとなります。

本計画では、目標年である令和17年度の目標値（公共下水道・農業集落排水施設・合併浄化槽の処理人口を合わせた人口の比率）を100%とします。

表 将来処理人口設定値

		令和6年度 (実績)	令和17年度	備 考
行政区域人口	人	3,831	3,077	
生活雑排水処理 (公共下水道・農業集落排水施設・ 合併浄化槽)	%	99.53	100.0	
	人	3,813	3,077	
生活雑排水未処理 (単独浄化槽・し尿汲み取り等)	%	0.47	0.0	R17目標を0.0%とする
	人	18	0	
排水処理人口比率 (公共下水道+農業集落排水+合併浄化槽)	%	99.53	100.0	

目標年における処理比率（人口）を以下のとおりとします。

排水処理人口比率 令和17年度 : 100% (3,077人)

3-2. 接続率の推計

(1) 接続率の推移

接続率の推移をみると、最近5年間（令和2年度～令和6年度）で、0.9%増加しています。しかし、この増加の要因は、主に人口減少や世帯の消滅等に伴う未接続世帯人口の減少による影響を受けたものです。

表 接続率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
接続率	97.2%	97.5%	97.6%	97.6%	98.1%

(2) 将来の接続率の方針

町の下水道整備は完了し、町民の誰もが生活雑排水処理を利用することができるようになっていますが、未だ接続していない世帯もあることから、未接続世帯の解消を目指します。

(3) 接続率推計

5年間で0.9%（0.18%/年）の接続率が向上したことも踏まえて、令和6年度を基準とし平均0.18%/年の増加率で目標年度の令和13年度まで（12年間）に接続率を100%にすることを目標とします。

接続率 令和17年度 : **100%**

4 基本施策



4-1. 施策体系

先に設定した3つの方針に従い、それぞれについて施策を検討します。

(1) 老朽化した施設の更新や適切な維持管理

施策の具体的項目	内容
老朽施設の計画的な修繕・改築	<ul style="list-style-type: none">・財政的な制約がある中、投資効果を視野に入れた老朽施設の計画的な修繕及び改築更新を進めます。・污水处理施設に対する点検や調査に基づく修繕・改築を適切に進めます。

(2) 適切な生活排水処理への移行

施策の具体的項目	内容
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・未接続世帯のほか、今後新築住宅を建てる世帯に対して利点などを周知し、公共下水道等への接続を図ります。

(3) 汚泥などの資源の有効利用の検討

施策の具体的項目	内容
汚泥の資源化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">・農業集落排水施設や合併浄化槽において、汚泥の資源化など、有効利用の可能性を検討します。

4-2. 施策実施の主体と役割

施策検討にあたっては、「町民」、「事業所」、「行政（町）」の3主体に分け、それぞれの立場での役割として取組方針を整理します。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担って行く必要があります。特に、し尿汲み取り世帯及び単独浄化槽世帯では、生活雑排水を衛生的に処理できるように、公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽への接続を行うことが必要です。

（2）事業所の役割

事業活動に伴って発生する水質汚濁物質の公共用水域への流出を防止するため、適正な排水処理設備を設置するとともに、事務所等からの生活排水についても適正な処理を行うことが必要です。

（3）行政の役割

生活排水を将来的にも安全かつ適切に処理するため、将来需要に合った施設の補修・改善とともに、地区別の適正な処理方式への移行の促進や循環型社会構築に向けた資源化などに取り組むことが必要です。

5 点検・見直し・評価のしくみ



5-1. PDCAサイクルによる点検・見直し・評価

計画の策定については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に点検、見直し、評価を行います。

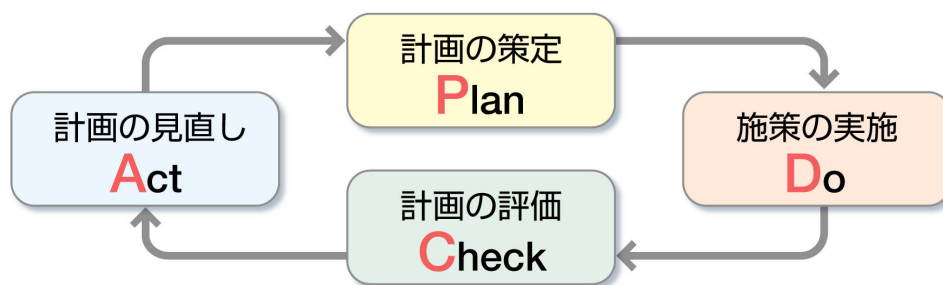


図 PDCAサイクルのイメージ

（1）一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画・実施計画）の策定（Plan）

町は一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画・実施計画）の策定に際し、住民や事業所に対して理解と協力を得るよう努めます。策定された計画は、町ホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、関係する処理業者、排出事業所、町民等に広く周知します。

（2）施策の実行（Do）

計画に従って、町内で発生する生活排水を生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処理します。

（3）評価（Check）

生活排水処理に関する施策の展開・進捗状況を定期的に客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を住民に対して公表します。

（4）見直し（Act）

評価を踏まえて概ね5年ごとに見直しを行います。なお、改定にあたっては、評価を踏まえて策定された改定案についても住民や事業所に理解と協力を得るよう努めます。



ごみ処理・生活排水処理 実施計画

1. 目的
2. 計画区域・期間
3. 処理年次計画
4. 収集計画
5. 処理施設の概要
6. 年次別実施計画

1 目的



本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものです。

2 計画区域・期間



区域：出雲崎町全域（4,438ha）

期間：令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

3 処理年次計画



3-1. ごみ処理量等

	令和 4年度 (基準年)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 17年度
家庭系ごみ処理総量 (可・不・粗・資)	620t	564t	551t	538t	525t	512t	451t
人 口	3,973 人	3,677 人	3,609 人	3,540 人	3,472 人	3,404 人	3,077 人
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	428 g/人日	420 g/人日	418 g/人日	416 g/人日	414 g/人日	412 g/人日	402 g/人日
家庭系資源ごみ 処理量	272t	189t	189t	188t	188t	187t	182t
家庭系ごみ資源化率	30.5%	33.5%	34.3%	35.0%	35.8%	36.5%	40.3%
事業系ごみ処理総量 (可・不・粗)	207t	188t	183t	179t	175t	171t	151t
従 業 者 数	1,439 人	1,332 人	1,306 人	1,281 人	1,256 人	1,232 人	1,118 人
従業者1人1日当たり 事業系ごみ排出量	394 g/人日	387 g/人日	385 g/人日	383 g/人日	381 g/人日	380 g/人日	370 g/人日

3-2. 生活排水处理量等

		令和 6年度 (基準年)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 17年度
行政区域 人口		3,831人	3,677人	3,609人	3,540人	3,472人	3,404人	3,077人
处理 人口	生活雑 排水 处理	3,813人 (99.53%)	3,663人 (99.62%)	3,597人 (99.66%)	3,529人 (99.70%)	3,463人 (99.74%)	3,397人 (99.79%)	3,077人 (100%)
	生活雑 排水 未处理	18人 (0.47%)	14人 (0.47%)	12人 (0.47%)	11人 (0.47%)	9人 (0.47%)	7人 (0.47%)	0人 (0%)
接続率		98.1%	98.5%	98.6%	98.9%	99.0%	99.2%	100%

4 収集計画



4-1. ごみの分別計画

(1) 家庭系ごみの分別計画

家庭系ごみの分別区分は、下表に示すとおりとします。

分 類		種 類	
生ごみ		○野菜 ○惣菜 ○果物 ○菓子類 ○穀類 ○肉 ○魚 ○調理くず ○枝豆のさや ○栗の皮 ○ピーナッツの殻 ○茶殻・コーヒー殻	
可燃ごみ		○紙おむつ ○たばこの吸殻、花火、灰 ○ペット用トイレの砂 ○破れ、汚れた衣類 ○竹串 ○貝殻・カニの殻 ○汚れた紙 ○加工紙 ○トイレットペーパーやラップの芯、紙筒 ○トウモロコシ・タケノコの皮・笹だんごの笹 ○固化した食用油 ○家庭菜園の作物の茎やつる（枝豆、しそ、みょうがなど） ○栗のいが ○害虫がついている枝葉・除草剤が付いた草 ○生ごみ ○板（冬囲いの板・竹など）・角材・丸棒 ○使い捨てカイロ、乾燥剤、保冷剤 ○ビデオテープ・カセットテープの本体 ○ペン型自己注射器の本体・使用済カートリッジ ○ペン型自己注射器の針 ○輸液バッグ・チューブ類	
不燃ごみ		○プラスチック製品自体が商品となっているもの（容器包装を除く） ○エンジンオイル・ペンキの缶（中身を空にしてください） ○ビデオテープ・カセットテープのケース ○小型家電製品 ○ゴム・合成皮革製品（長靴・かばんなど） ○結束バンド（PPバンド）ビニールのひも ○哺乳びん ○家庭用果実酒のびん ○ハンガー ○アルミカップ ○プラスチック製仕切り ○プラスチック製保存容器 ○DVD・CD・MD・FD ○ストーブ・ファンヒーター ○金属・陶磁器・ガラス類 ○割れた蛍光管・LED（紙で包んでください） ○網戸のあみ ○電球・グローランプ（紙で包んでください）	
資源 ごみ	プラスチック容器包装材		○食品トレイ ○菓子・あめなどの外装と小袋 ○洗剤、シャンプー容器 ○カップ麺、ヨーグルトなどのカップ ○発泡スチロールや納豆などの容器 ○マヨネーズなどのチューブ ○仕切りトレイ ○野菜、果物などのネット ○洗顔料などのチューブ ○卵などのパック ○ペットボトルなどのふた、ラベル ○レジ袋、生活用品の袋
	びん・缶	びん	○飲料用、調味料、化粧品などのびん
		缶	○飲料用、のり・茶・お菓子などの缶
	ペットボトル		○ペットボトルマークがついた飲料用、しょう油・酒類のペットボトル
	新聞、雑誌・チラシ、段ボール	新聞	○新聞
		雑誌・チラシ	○週刊誌 ○紙ファイル ○カレンダー ○カタログ、パンフ ○窓明封筒、封筒 ○ラップの箱 ○ティッシュの箱 ○画用紙、半紙、コピー紙 ○はがき、名刺 ○メモ帳 ○ポスター ○包装紙、紙袋、ボール紙、紙箱
		段ボール	○段ボール
	枝葉・草		○枝葉 ○草・落ち葉 ○庭木をせん定した枝・葉、冬囲いなどに使った荒縄 ○庭の落葉・草・花、切り花に使った花
危険物		○スプレー缶 ○カセットボンベ ○ライター ○蛍光管（割れていないもの） ○LED電球 ○乾電池 ○水銀体温計 ○水銀温度計 ○水銀血圧計	

（資料：出雲崎町令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方、「小型充電式電池の回収を始めます」チラシ）

分 類		種 類	
粗大ごみ		○布団・カーペット ○家具類 ○自転車 ○除湿機 ○板類、角材、丸棒	
小型充電式電池		○リチウムイオン電池 ○ニカド電池 ○ニッケル水素電池 ○ボタン電池（LR、SR、PR で始まる型番） ○コイン電池（CR、BR で始まる型番） ○モバイルバッテリー ○電子タバコ ○スマートフォン ○ワイヤレスイヤホン ○ハンディ扇風機など	
町では収集できないごみ	家電リサイクル法対象品目	○エアコン ○洗濯機・衣類乾燥機 ○テレビ ○冷蔵庫・冷凍庫	
	家庭系パソコン	○デスクトップパソコンの本体 ○ノートパソコン ○液晶ディスプレイ ○液晶ディスプレイ一体型パソコン ○CRTディスプレイ ○CRTディスプレイ一体型パソコン	
	消火器	○消火器	
	その他	金属類	○自動車用品（ホイール、タイヤチェーン、油圧ジャッキなど） ○農機具 ○リヤカー ○エンジン付器具（草刈機、芝刈機、チェーンソーなど） ○耐火性金庫 ○ドラム缶 ○シャッター ○鉄鋼塊（ダンベル、鉄アレイなど） ○厚さ4mm以上の鋼材（鋼板、支柱など） ○工業用ミシン ○ポンプ（水中ポンプを含む） ○直径5cm以上の単管
		建築廃材	○かわら ○浴槽 ○風呂釜 ○洗面台 ○流し台 ○便器など
		タイヤ・ばね類	○自動車用タイヤ ○スプリング入りソファ ○スプリング入りマットレス ○ピアノ・ピアノ線
		プラスチック類	○ボウリング遊球 ○サーフボード ○直径5cm以上の塩ビパイプ
		家庭菜園用プラスチック類	○ハウスビニール ○ポリマルチ・防鳥ネット・防草シート（処理施設への持込みは可） など
薬剤・廃油		○農薬 ○除草剤 ○エンジンオイル ○灯油 ○ガソリン ○混合油など	
その他	○コンクリート成型品（物干し台、ブロック、雨水ます、汚水ます、側溝、重石など） ○石 ○土 ○砂 ○バッテリー ○オイルヒーター		

（資料：出雲崎町令和6年4月改訂 ごみと資源物の分け方と出し方、「小型充電式電池の回収を始めます」チラシ）

(2) 事業系ごみの分別・排出計画

事業系ごみについては、家庭系ごみの分別に応じて行い、事業所自らが適正に処理するよう徹底します。なお、排出方法は「直接搬入」と「許可業者委託」の2通りあります。

種 類	搬出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	事業所自ら廃棄物処理施設に搬入する場合 (直接搬入)	事業所が自ら廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋立及び資源化
	一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合 (許可業者搬入)	一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	

4-2. 収集日程

家庭系ごみの収集日程及び排出場所は以下のとおりです。

分 類	収集日程	排出場所	
生ごみ	週2回	ごみステーション	
可燃ごみ	週1回		
不燃ごみ	月2回		
資源ごみ	プラスチック製容器包装		週1回
	ペットボトル		週1回
	スプレー缶		
	びん		月2回
	缶		
	古紙		
	危険物		
枝葉・草	月1回	中央公民館駐車場	
粗大ごみ	月1回	自宅前	
小型充電式電池	随時	回収ボックス	

4-3. ごみステーション

町内のごみステーションは合計179箇所あります（令和7年6月現在）。

4-4. ごみの収集運搬及び処理主体

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系 ごみ	直接搬入	中之島信条クリーンセンター 寿クリーンセンター（生ごみバイ オガス発電センター） （長岡市へ委託）	柿最終処分場 （長岡市へ委託）
	町委託業者搬入		
事業系 ごみ	直接搬入		
	許可業者搬入		

5 処理施設の概要



5-1. ごみ処理施設

町ではごみ処理、し尿処理、最終処分場について、資源ごみを除き長岡市に全面委託しており、協定により将来にわたってこれらの委託を継続するため、施設の整備は計画しません。

5-2. 生活排水処理施設

■ 排水処理施設

施設名	所在地	処理能力等	備考
久田浄化センター	久田 1075-3	1,460m ³ /日 好気性ろ床法	計画処理人口 2,200人 (公共下水道)
出雲崎地区処理場	沢田 149-1	532m ³ /日 回分式活性汚泥法	計画処理人口 1,026人 (農業集落排水施設)
赤坂山地区処理場	大寺 720	273m ³ /日 回分式活性汚泥法	計画処理人口 1,010人 (農業集落排水施設)

■ し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力等	備考
寿クリーンセンター	長岡市寿 3-6-1	90 kℓ/d	希釈圧送方式

6 年次別実施計画



6-1. ごみ処理計画

■ごみ処理基本計画実施計画スケジュール

取組事例	実施主体の役割			年度計画					
	町民	事業所	行政	R08	R09	R10	R11	R12	R17
(1)-1 環境意識を高めるための積極的広報	-	-	実施	実施					
(1)-2 小中学校における環境学習の推進	-	-	実施	実施					
(1)-3 クリーン作戦参加による環境意識の向上	実施	実施	支援	実施					
(2)-1 4 R の推進	実施	実施	支援	実施					
(2)-2 分別によるごみ減量化の推進	実施	実施	実施	実施					
(2)-3 食品ロスの削減	-	-	実施	実施					
(2)-4 補助制度の継続実施と周知徹底	-	-	実施促進	実施					
(3)-1 事業所への指導	-	実施	指導	実施					
(3)-2 紙ごみの減量促進	-	実施	促進	実施					
(3)-3 給食残さ資源化など循環的利用の推進	-	実施	支援	実施					
(3)-4 廃棄物処理業者に対する処理方法の指導	-	実施	指導	実施					
(4)-1 効率的な廃棄物処理の検討	-	-	実施	実施					
(4)-2 ごみ処理料金の見直し検討	-	-	実施	実施					
(5)-1 集団回収の推進	実施	実施	実施促進	実施					
(6)-1 グリーン調達推進	実施	実施	実施	実施					
(6)-2 フリーマーケットなどの支援	実施	実施	支援	実施					
(6)-3 リサイクル法の円滑な運用	実施	実施	支援促進	実施					
(6)-4 減量化・資源化を促進するための市民への支援	実施	実施	支援	実施					
(6)-5 不法投棄撲滅・環境美化の推進	実施	実施	支援	実施					
(6)-6 バイオマスの利活用推進	-	-	実施	実施					

6-2. 生活排水処理計画

■生活排水処理基本計画実施計画スケジュール

取組事例	実施主体の役割			年度計画					
	町民	事業所	行政	R08	R09	R10	R11	R12	R17
(1) 老朽施設の計画的な修繕・改築等	-	-	実施	実施					
(2) 啓発活動の実施	実施	-	促進	実施					
(3) 汚泥の資源化に向けた検討	-	支援	実施	実施					

出雲崎町一般廃棄物処理計画

令和8年3月 新潟県出雲崎町

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地
TEL (直通) : 0258-78-2294 FAX (代表) : 0258-78-4483
<https://www.town.izumozaki.niigata.jp/>